

# 島根県報

平成26年3月28日 (金)

号外 第 4 1 号 (每週火·金曜日発行)

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

	<b>√/</b> →
H	ik -
<b>_</b>	<del>/\</del>

【規 則】

医療法施行細則の一部を改正する規則

(医療政策課) 2

#### 公布された条例等のあらまし

◇医療法施行細則の一部を改正する規則 (規則第37号)

1 規則の概要

規定及び様式の整備

2 施行期日

公布の目から施行することとした。

規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県規則第37号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則(昭和24年島根県規則第32号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「第1条第2項」を「第1条の14第2項」に改め、同項第8号中「第4条第1項若しくは第2項」を「第4条」に改め、同項第9号中「総合病院名称承認の申請書」を「地域医療支援病院名称承認申請書」に改め、同項第10号を次のように改める。

(10) 法第8条の2第2項又は第9条第1項の病院(診療所、助産所)休止(再開、廃止)届 第10号様式 第3条第1項第17号を次のように改める。

(17) 削除

第3条第1項第17号の2及び第17号の3を削り、同項第19号中「省令第24条の診療用エックス線装置設置届」を「省令第24条の2のエックス線装置設置届」に改め、同項第20号の次に次の1号を加える。

第3条第1項第23号の次に次の1号を加える。

図の2 省令第28条第1項の陽電子断層撮影診療用放射性同位元素設置届 第23号様式の2

第3条第1項第24号中「診療用放射性同位元素翌年使用予定届」を「診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用 放射性同位元素翌年使用予定届」に改め、同項第25号を次のように改める。

⑤ 省令第29条第1項のエックス線装置届出事項に係る変更届 第25号様式

第3条第1項第25号の次に次の1号を加える。

(5)の2 省令第29条第1項の診療用高エネルギー放射線発生装置(診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)変更届 第25号様式の2

第3条第1項第26号を次のように改める。

(3) 省令第29条第1項の診療用エックス線装置(診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用 放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診 療用放射性同位元素)廃止届 様式第26号

第3条第1項第27号中「放射性同位元素廃止後の措置届」を「診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素廃止後の措置届」に改め、同項第28号の2中「第31条の2」を「第31条の3」に改め、同項第28号の3中「第31条の3」を「第31条の4」に、「医療法人理事長選任特例認可」を「医療法人理事長選出特例認可」に改め、同項第28号の4中「第31条の4」を「第31条の5」に改め、同号の次に次の1号を加える。

図の5 政令第5条の5の規定による社会医療法人の認定申請書 第28号様式の5

第3条第1項第30号中「公告の方法に係る定款(寄附行為)変更届」を「定款(寄附行為)変更届」に改め、同項第31号中「第51条第1項」を「第52条第1項」に改め、同項第34号中「法第56条第2項及び第3項の」を「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号)附則第10条第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の法第56条第2項又は第3項の規定による」に改め、同項第38号及び第39号中「省令第37条」を「政令第5条の12」に改め、同項第39号の2中「省令第37条の2」を「政令第5条の13」に改め、同条第2項中「及び第29号様式」を「から第29号様式まで、第32号様式、第34号様式及び第35号様式」に改める。

第1号様式を次のように改める。

#### 第1号様式(第3条関係)

年 月 日

島根県知事様

開設者住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地) 開設者氏名(法人の場合は、名称及び代表者の職氏名)

EIJ

電話番号

病院開設許可申請書

1	病	院	の	名	称		
2	開	設	Ø	場	所	住所電話番号	FAX番号
3	診	療	į į	科	名		

## 4 開設者が医師又は歯科医師以外の場合

#### 5 開設者が医師又は歯科医師の場合

現に開設している病院	
又は診療所の名称	
現に管理している病院	
又は診療所の名称	
現に勤務している病院	
又は診療所の名称	
同時に2以上の病院又は診療所を開設しようとするときは、その名称	

# 6 従業者の定員

医	歯	薬	看	准	助	診療	栄	臨	臨	歯	歯	理	作	視	看	事	そ	
	科			看		診療放射線		床	床	科	科	学	業	能	護			
		剤	護		産	(エック	養	検査	工学	衛	技	療	療	訓	補	務	の	計
	医			護		ス 線)		技	· 技	生	エ	法	法	練	助			
師	師	師	師	師	師	技師	士	師	士	士	士	士	士	士	者	員	他	
人	、人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

## 7 敷地の面積

## m<sup>2</sup> (平面図及び周囲の見取図別添のとおり)

# 8 建物の構造概要

建物の名称	構	造	用	途	面	積
	造	階建				m²

平面図別添のとおり

#### 9 各施設等の構造設備の概要

	診	察	室	名	室	面	積	処置室兼用の部分	備	考
診							m²	m²		
察										
室										

	処	置	室	名	室	面	積	備	考	処	置	室	名	室	面	積	備	考
処							m²									m²		
置																		
室																		

# 油 診察室兼用の場合を除く。

		室	面	積				構	造	設	備	
手		王	ഥ	付	手	術	台	内壁構造	防塵	排水	照明設備	防爆設備
7	手 術 室			m²								
術												
室	準 備 室											
王	その他必											
	要な設備											

臨床	検査そ	室	名			室面	ā 積		検査器	器具、器	械等		防火	設備
	の検査							m²						
	研究施													
設														
		室	面 積			合水・グ	 <気設備		防火	<ul><li>・防塵部</li></ul>	 t備	そ	の他必	要な設備
歯科	技工室			m²										
調	室	面積	採光	換	気	麻薬	金庫の有無	ŧ ?	令暗所	の有無	給水	設備	調剤は	こ必要な器具
剤		m²												
所														
			分	ベ	,	 室				新 生	IH ·	1 3/2	t/c =	<u>-</u> -π
分べん	ん室及	. 室面	積		ん 構 造		備		室面		児	入 一 構 造		設 ————— 備
び新生	生児入	, <u> </u>	<sup>有</sup> m²		1件 及	2 10	V⊞		主 田	n²		1件 ル	3 100	VĦ
浴施	設													
								<u> </u>		I				
消		室 面	積			消毒室	の構造概要	į			消毒	<b>拿</b> 方法及	及び設備	带
毒			m²											
施														
設														
7/64-				L##:	\4- J	ant and		7/64-	.)==	÷π, /++:		+4.1	d =n /#:	7 0 14
洗		室 面 積	0	構	造	既 要		洗	濯	設備		早七月	燥設備 <i>-</i>	<del>との他</del> 
濯設			m											
備														
		面	積	Ĭ				食	品	貯 蔵	庫			
給	調	床及び天	井の構造	Î				暗	員員	月 便	所			
小口	理	採光及び追	通風の状況	1				事	F	務	室			
食	室	食器洗浄						手	洗	い設	備			
		冷	<u></u> 庫	Ĺ										
施		F-41	n. m. ra		. =	7-t-		nn set s	h Mut-	±n. /44•			n.14.7	
	配	名称・説	文 <u>世</u> 場所		面	積2	食	<b></b> 器洗	争消毒	設備		食	品格納	設備
設	膳					m²								
	室													

そ

他

 $\mathcal{O}$ 

										1			
病	精	神	感	染症	Ē	結	核	療	養	_	般	計	
床	室	床	室	床	₹	室	床	室	床	室	床	室	床
数													
	抽		BII										
	棟		別					1					
	階		別										
病	室	番	号										
室	病 床	種	別										
の の	定		員										
構	床	面	積										
造	1 人当	たり床	面積										
但	採光	: 面	積										
	外 気	開 放 面	ī 積										

	1							
	1. 直接撮影用エックス線装置 2	. 断層撮影エックス線	装置 3.CTエックス線					
	装置 4. 胸部集検用間接撮影エッ	ウス線装置 5. 口内	法撮影用エックス線装置					
エックス線装置の種類	6. 歯科用パノラマ断層撮影装置	7. 骨塩定量分析エッ	クス線装置 8. 消化器系					
	透視用エックス線装置・血管系透視	用エックス線装置 9	. 治療用エックス線装置					
	10. 輸血用血液照射エックス線装置	11. その他						
エックス線診療室名								
  特別の理由によりエックス								
  線診療室以外で使用する場								
  合の室名及び理由								
製作者名								
高電圧発生装置 型 式								
製造年月日	年		日					
連続	最高管電圧	kV 時の管電流	mA					
定格出力 短時間		mA 時の管電圧	kV					
電源切替え		<ul><li>意: 2台以上のエックス</li></ul>						
エックス線管の数			管球(個)					
エックス線管の用途		3	E W. (IE)					
最高定格管電圧			kV					
省令第30条第1項第1			K.					
	及び照射筒のしゃへい)		適 ・ 不適					
	スの無利間のして、マケー 号の規定について(利用線錐の総濾:	:Д \						
有节第50未第1項第2	クッパルビ(C フV・C (不り用が料で)が過	第1号の規定について						
			適・不適					
エ		第2号の規定について 第3号の規定について	適 ・ 不適					
省令第30条第2項の規	定について	適 ・ 不適						
ク     (透視用エックス線装	第4号の規定について   適・ 不適							

とおり。

ス						ĺ	第5号の規定に	ついて	適		不	適
線							第6号の規定に	ついて	適	•	不	適
装							第7号の規定に	ついて	適	•	不	適
置	省令第30条第	第3項の	規定	につい	て		第1号の規定に	適	•	不	適	
の	(撮影用エッ	クス線	装置	(胸部	集検用間接撮影エックス	線	第2号の規定に	ついて	適	•	不	適
防	装置を除く。	) )					第3号の規定に	ついて	適	•	不	適
護	省令第30条第	51項の	坦宁	15 AL			第1号の規定に	ついて	適	•	不	適
	(胸部集検用		,, _, _				第2号の規定に	適	•	不	適	
	(阿印米伊八	] 刊]安]取	永一	ソンハ		適	•	不	適			
	省令第30条第	55項の	規定			適		不	油			
	(治療用エッ	クス線	装置	〔近接	照明治療装置を除く。)	)			迫	•	小.	ഥ
<b>投</b> 新	型又は携帯型に	エッカラ	マ絈オ	出出	鍵のかかる保管場所	のかかる保管場所						
1岁到2	主人は防巾生	<u> </u>	\ <i>I</i> IX\3	区旦	装置のキースイッチの管理方法							
					使用中ランプ	有 · 無						
輸血	用血液照射エ	ックス終	泉装鼠	置	管理区域表示				有	•	無	
					鍵その他の閉鎖のための	設值	带		有	•	無	
		室	面	積	室内の構造概要	į	操作室面積	標識	の有無	ſī	前	考
				m	2		m²					
エッ	クス線診療室	線診療室						有	· 無			
					コンクリート密度			用	- ////			
					g/cm³							
漏洩	漏洩線量計算書、装置のカタログ並びに縮尺 1/50又は 1/100のエックス線診療室の平面図及び立面図は、別添の											

頂	7	建物の名称	片側廊下	中央廊下	建物の名称	片側廊下	中央廊下
/s			m	m		m	m
0	)						
悼	豆豆						

二物				通	ŕ	常	階	段				
階別	建物の名称	ш	ý	ī.	DZ.	±	ナナチ	□ <del>-</del> k	H.	手すり	病室のある最上階	避難階段の数
以の		用	途	幅	踊	場	けあげ	踃	面	の有無		
上階				m		m	cm		cm		階	階から
に段												地上まで か所
病数												
室及												
をび												
有そ												
すの												
る構												
建造		エレベーターの有無									有	· 無

		感染症病室及び結核病室におけ	
精	場	る、他の部分及び外部に対して	
神、	合は	感染予防のための遮断その他必	
結核	`	要な方法	
移又	特に設っ	精神病室における精神疾患の特	
くは感染症病室		性を踏まえた適切な医療の提供	
感染	ける	及び患者の保護のために必要な	
症	施	方法	
室	施設又	感染症病室及び結核病室におけ	
が	は	る、省令第21条第1項第1号に	
がある	は設備	規定する消毒施設のほかに必要	
	. O NHI	な消毒施設の概要	
		·	

杉		空気が他の部分へ流入しないようにするための設備(換気系統の区分)
村担	感染症病室	
気設	結核病室	
f	病理細菌検査室	

			室	面	積	構	造 概	要	必要な器械又は器具
療	機能調	訓練室			m²				
養病床	浴	室							
を有する	談話室	専用共品			1. 41				
病院の場合	食	堂	食堂の面積	の考え方	と判 m <sup>2</sup>	日			

	建物の名称	消火設備	警報 設備	その他
消火用機械器具				

# 10 開設の予定年月日

|--|

備考 開設者が法人であるときは定款、寄附行為又は条例の写しを、医師又は歯科医師であるときは免許証の写しを 添付すること。 第2号様式の2及び第3号様式を次のように改める。

#### 第2号様式の2 (第3条関係)

年 月 日

島根県知事様

開設者住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地) 開設者氏名(法人の場合は、名称及び代表者の職氏名)

電話番号

診療所開設許可申請書

1	診療所の名称	
2	開設の場所	住所 電話番号 FAX番号
3	診療科名	

## 4 開設者が医師又は歯科医師以外の場合

開	設	$\mathcal{O}$	目	的
維	持	の	方	法

#### 5 開設者が医師又は歯科医師の場合

現に開設している病院	
又は診療所の名称	
現に管理している病院	
又は診療所の名称	
現に勤務している病院	
又は診療所の名称	
同時に2以上の病院又 は診療所を開設しよう とするときは、その名称	

# 6 従業者の定員

医	歯	薬	看	准	助	診療	栄	臨	臨	歯	歯	理	作	視	看	事	そ	
	科			看		診療放射線		床	床	科	科	学	業	能	護			
		剤	護		産	(エック	養	検査	工学	衛	技	療	療	訓	補	務	の	計
	医			護		ス線)		技	技	生	工	法	法	練	助			
師	師	師	師	師	師	技師	士	師	士	士	士	士	士	士	者	員	他	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

## 7 敷地の面積

## m<sup>d</sup> (平面図及び周囲の見取図別添のとおり)

# 8 建物の構造概要

建物の名称	構	造	用	途	面	積
	造	階建				m²

平面図別添のとおり

## 9 各施設等の構造設備の概要

	室 面 積	給水・火気設備	防火・防塵設備	その他必要な設備
歯科技工室	m²			

調	室	面	積	採	光	換	気	麻薬金庫の有無	冷暗所の有無	給水設備	調剤に必要な器具
剤			m²								
所											

エックス線	装置の種類	装置 6. 透視	4. 胸音 歯科用パノ 用エックフ	3集検用間打 ラマ断層打 は線装置・1	接撮影エック 撮影装置 7	エックス線装	口内治 折エック	法撮影用エ フス線装置	ックス紡 8. 消	表置 自化器系
エックス線	診療室名									
特別の理由に。	よりエックフ									
線診療室以外で	で使用する場	17								
合の室名及び理	曲									
	製作者名	1								
高電圧発生装置	型	,								
	製造年月日			年		月		日		
定格出力	連	Ē	最高	管電圧	kV	時の管電流		mA		
Д 111 Ш /	短時間	j	最高	管電流	mA	時の管電圧		kV		
電 源 切	替え	-	有 • 無	Ħ.	(注意:	2台以上のエ	ックス約	線装置を設	:置した場	景合)
エックス	線管の数	τ.							管球	(個)
エックス線	管の用途	1			2		3			
最高定格	管電月	i								kV
	条第1項第1 ス線管の容器							適	· 不	適
省令第30	条第1項第2	号の規	見定につい	て(利用線	段錐の総濾過)			適	· 不	適

				第1号の規定に	ついて	適	•	不適
工				第2号の規定に	ついて	適	•	不適
ツ	少今等90条等	52項の規定につい	ンブ	第3号の規定に	ついて	適	•	不適
ク		, 2 頃の規定につい , クス線装置)	. (	第4号の規定に	ついて	適	•	不適
ス	(透光用ーツ	・ ク ハ 豚 表 巨 )		第5号の規定に	ついて	適	•	不適
線				第6号の規定に	ついて	適	•	不適
装				第7号の規定に	ついて	適	•	不適
置	省令第30条第	第3項の規定につい	いて	第1号の規定に	ついて	適	•	不適
の	(撮影用エッ	,クス線装置(胸部	『集検用間接撮影エック /	ス線 第2号の規定に	ついて	適	•	不適
防	装置を除く。	) )		第3号の規定に	ついて	適	•	不適
護	少人等20冬等	54項の規定につい	ンブ	第1号の規定に	ついて	適	•	不適
		間接撮影エックス		第2号の規定に	ついて	適	•	不適
	(胸部果使用	川町安1取形 4 ツクノ	· 旅表里)	第3号の規定に	ついて	適	•	不適
	省令第30条第	<b>5</b> 5項の規定につい	いて			適	_	不流
	(治療用エッ	,クス線装置(近接	接照明治療装置を除く。)	)		週	•	不適
1夕香	型力 24 推 世刊。	エックス線装置	鍵のかかる保管場所			有	•	無
1夕野/3	至人は携用空、	エックへ稼装画	装置のキースイッチの管	<b>管理方法</b>				
			使用中ランプ			有	•	無
輸血	用血液照射工	ックス線装置	管理区域表示			有	•	無
			鍵その他の閉鎖のための	D設備		有	•	無
		室 面 積	室内の構造概要	操作室面積	標識の	の有無	備	青 考
		n	1	m²				
エッ	クス線診療室				有	· 無		
			コンクリート密度		有	<del></del>		
			g/cıii g					
漏洩	線量計算書、	装置のカタログ並	びに縮尺 1/50又は 1/10	00のエックス線診療	室の平面	面図及び立	近面図	は、別添の
ı								

とおり。

病	床	数	種別		室	床	₹	種類	}IJ		室	床
	階	別										
	室  番	号 号										
病	病 床	種 別										
室	定	員										
の	床面	ī 積										
構	1人当た	り床面積										
造	採光	面 積										
	外 気 開	放 面 積										
	そ σ	他										

廊	建物の名称	片側廊下	中央廊下	建物の名称	片側廊下	中央廊下
下		m	m		m	m

号外	第41号	<u>コ</u> . プ				島	根	. 県	幹	Ţ X		平瓦	文26年:	3月28日
幅														
二物						常	 階	段						
階別	建	物の名	称	用途	幅	踊場	けあげ	踏 面	手すりの方気	病室の	ある最上階	避	離階段⊄	数
以の 上階					m	m	cm	cm	の有無		階			階から
に段												地上まっ	Č.	か所
病数 室及														
をび														
有そ すの														
る構														
建造														
				室	面	積		構	造 概	要	业	必要な器械	成又は器	具
療							m²							
養病	機能	訓練室												
床														
を	浴	室												
有														
すっ	談	専												/
る診	話	井												
療	室	用用				Ş	: 共用					/		
所							m²							
の														
場へ	食	堂	食堂	の面積の	)考え方									
合														
	1		1								V			
			建物	の名	称	肖火	設備	警	報 設	備	避 難 設	備	その	他
消火	用機械	器具												
10	開設の	予定年	月日											

年 月 日

備考 開設者が法人であるときは定款、寄附行為又は条例の写しを、医師又は歯科医師であるときは免許証の写しを 添付すること。 第3号様式(第3条関係)

年 月 日

島根県知事様

開設者住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地) 開設者氏名(法人の場合は、名称及び代表者の職氏名)

電話番号

#### 助産所開設許可申請書

1	名																					
	和			称																		
2	開	設 0	)場	所	住所電話		号							FΑ	X番号	<u>.</u>						
					助		· 全	前	ĵ							-						 計
3	従	業 者	の定	員				人					人				人			人		人
4	敷	地の	面	積								m²	(平同	面図及	ひ周	囲の	見取	図別添の	のとお	3り)		
						桿	<b>事</b>	告	概	要			葅	は面積	į		延面	積	平面	図別潟	5のとお	り(各室の
															m²			m²	用途	を示し	/、妊婦	、産婦又は
5	建华	物の構	<b>靖</b> 造根	更		ì	告	措	き	ß	谐建								じょ	く婦の	)入所室	には定員を
																			明示	するこ	.と。)	
							室	面	積					床	の	構	造			沐	浴言	ひ 備
6	分	ベ	$\lambda$	室							m²											
																1	母子	当たり				外気開放
					階	別	室	番	号	室	面	積	Ę	È	員	床	面積		採	光面	面 積	面積
												m²						m²			m²	mí
7	入	戸	f	室																		

8				母子0	り使り	用す	る屋内直通	1智重	<b></b>				
二物	建物の名称	用	途	幅	踊	場	けあげ	踏	囲	手すり	入所室のある最上階	避難階段の数	
階別		/13	7.	ΤЩ	P113	///3	17 6517	РП	ш	の有無			
以の				m		m	cm		cm		階	階から	ò
上階												地上まで か月	折
に段													
病数													
室及													
をび													
有そ													
すの													

号外第41号		島根	県	報	平成26年3月28日
る構建造					
	建物の名称	消火	設備	警報 設備	避難設備
9 消火用機械器具					
	-				
10 開設の予定年月日		名	年	月 日	

備考 開設者が法人であるときは定款、寄附行為又は条例の写しを、医師又は歯科医師であるときは免許証の写しを 添付すること。

「開設者氏名(法人の場合は、名称及び代 「開設者氏名(法人の場合は、名称及び代表者の職氏名) (EII) 電話番号 表者の職氏名) 「2 所在地 ・ に、 を J 「2 所在地 に改める。 FAX番号」 電話番号 「開設者氏名(法人の場合は、名称及び代 「開設者氏名(法人の場合は、名称及び代表者の職氏名) (EI) 電話番号 表者の職氏名) 「2 所在地 ・ に、 「2 所在地 に、「担当診療科目」を FAX番号」 電話番号

第6号様式を次のように改める。

第6号様式(第3条関係)

年 月 日

島根県知事様

1 診療所の名称

開設者住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地) 開設者氏名(法人の場合は、名称及び代表者の職氏名)

EIJ

電話番号

診療所開設 届

2 開設の場所	住所	
	電話番号	FAX番号
3 診療科名		
現に開設している病院		
又は診療所の名称		
現に管理している病院		
又は診療所の名称		
現に勤務している病院		
又は診療所の名称		
同時に2以上の病院又 は診療所を開設しよう とするときは、その名称		

4 従業者の定員

医	歯	薬	看	准	助	診療	栄	臨	臨	歯	歯	理	作	視	看	事	そ	
	科			看		診療放射線		床	床	科	科	学	業	能	護			
		剤	護		産	(エック	養	検査	工学	衛	技	療	療	訓	補	務	の	計
	医			護		ス線)		技	技	生	エ	法	法	練	助			
師	師	師	師	師	師	技師	士	師	士	士	士	士	士	士	者	員	他	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

# 5 敷地の面積

2	
m"	
111	(平面図及び周囲の見取図別添のとおり)

#### 6 建物の構造概要

建物の名称	構造	用途	面積
-------	----	----	----

線

	造	階建	m²

平面図別添のとおり

#### 7 各施設等の構造設備の概要

	室	面	積		給水・火気設備	防火・防塵設備	その他必要な設備
歯科技工室				m²			

調	室	面	積	採	光	換	気	麻薬金庫の有無	冷暗所の有無	給水設備	調剤に必要な器具
剤			m²								
所											

1. 直接撮影用エックス線装置 2. 断層撮影エックス線装置 3. CTエックス線 装置 4. 胸部集検用間接撮影エックス線装置 5. 口内法撮影用エックス線装置 エックス線装置の種類 6. 歯科用パノラマ断層撮影装置 7. 骨塩定量分析エックス線装置 8. 消化器系 透視用エックス線装置・血管系透視用エックス線装置 9. 治療用エックス線装置 10. 輸血用血液照射エックス線装置 11. その他 エックス線診療室名 特別の理由によりエックス 線診療室以外で使用する場 合の室名及び理由 製作者名 高電圧発生装置 型 製造年月日 最高管電圧 kV 時の管電流 mΑ 定格出力 短 時 間 最高管電流 mA 時の管電圧 kV (注意:2台以上のエックス線装置を設置した場合) 電 源 切 替 え 有 · 無 エックス線管の数 管球 (個) エックス線管の用途 ① 2 最高定格管電圧 kV 省令第30条第1項第1号の規定について 適 · 不適 (エックス線管の容器及び照射筒のしゃへい) 省令第30条第1項第2号の規定について(利用線錐の総濾過) 滴 不適 第1号の規定について 滴 不適 第2号の規定について 不適 エ 適 第3号の規定について 適 不適 省令第30条第2項の規定について 第4号の規定について ク 不適 適 (透視用エックス線装置) ス 第5号の規定について 適 不適

第6号の規定について

適

不適

とおり。

装				第7号の規定は	こついて	遃	•	不適
置	省令第30条第	3項の規定につい	て	第1号の規定に	こついて	遃	•	不適
0)	(撮影用エッ	クス線装置(胸部	3集検用間接撮影エックス	×線 第2号の規定に	こついて	遃	•	不適
防	装置を除く。	) )		第3号の規定に	こついて	遃	•	不適
護	<b>省会第30条</b> 第	54項の規定につV		第1号の規定に	こついて	遃	•	不適
		日頃の焼足につい		第2号の規定に	こついて	遃	•	不適
	()阿印来()	1月1安1取がエッティ	(你衣色)	第3号の規定は	こついて	遃	•	不適
		55項の規定につい クス線装置(近接	って 経照明治療装置を除く。)	)		遃	•	不適
てみまし		- 444	鍵のかかる保管場所			有	•	無
移期	型乂は携帯型	エックス線装置	装置のキースイッチの管	<b>营理方法</b>				
			使用中ランプ			有	•	無
輸血	用血液照射工	ックス線装置	管理区域表示			有	•	無
			鍵その他の閉鎖のための	)設備		有	•	無
		室 面 積	室内の構造概要	操作室面積	標識の	の有無	偱	青 考
		m	2	m²				
エツ:	クス線診療室		コンクリート密度		有	• 無		
			g/cm³					
漏洩	線量計算書、	装置のカタログ並	びに縮尺1/50又は1/10	00のエックス線診療	室の平	面図及び3	上面図	は、別添の

病		床		数	種別		室	床	₹	種別	引		室	床
	階			別										
	室	番		号										
病	病	床	種	別										
室	定			員										
0)	床	面		積										
構	1 人	当たり	) 床面	積										
造	採	光	面	積										
	外気	開	放 面	積										
	そ	の		他										

廊	建物の名称	片側廊下	中央廊下	建物の名称	片側廊下	中央廊下
下		m	m		m	m
0						
幅						

二物				通	芹	Ħ	階	段				
階別 以の	建物の名称	用	途	幅	踊	場	けあげ	踏	面	手すり の有無	病室のある最上階	避難階段の数

上階 に段		m	m	cm	cm	階	地上まで	階から か所
病数室及をび								
室及								
をび								
有そ すの								
すの								
る構								
建造								

			室	面	積	構	造 棚	· 要	必要な器械又は器具
療	機能請	訓練室			m²				
養病床を	浴	室							
有する	談話	専用							
診療	室	共用			と共	#用			
所の					m²				
場合	食	堂	食堂の面積の	)考え方					

	建物	の名	3 称	消	火	設	備	警	報	設	備	避	難	設	備	そ	の	他
消火用機械器具																		

- 8 開設の年月日
- 9 管理者の住所及び氏名
- 10 診療に従事する医師又は歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間

氏	名	担	当	診	療	科	名	診	療	日	診	療	時	間

11 薬剤師の氏名

添付書類 診療に従事する医師又は歯科医師の免許証の写し

第7号様式を次のように改める。

第7号様式(第3条関係)

年 月 日

島根県知事

様

開設者住所

開設者氏名

電話番号

助産所開設届

1 名	5 称								
2 関	開設の場所	住所							
2	11112 (2) (3)(1)	電話番号			FAX番	륫			
現に開	朝設してい?	る助産所の名	名称						
現に管	管理してい?	る助産所の名	名称						
現に萬	)務している	る病院、診療	療所						
又は助	カ産所の名和	练							
同時に	こ2以上の具	助産所を開記	設す						
	きは、その	名称							
3	助	至 師						計	
従業者の定員		人		人	人	İ	人		人
有の定						1			
員									
4 ** ==									
敷面地積		m²	(平面図別添の	)とおり)					
0		Latte Not Inve		7-1-	A41				/ <del></del>
5	;	構造概	要	建面		延 面 積		別添のとおり	
建物	Selection	-44-	) allert		m²			し、妊婦、産婦	
構	造	葺き	き階建					入所室には、定 . 、	₹負を明示
の構造概要							するこ	と。)	
6		室 面	積		の構	 造	汐	木 浴 設 備	<del></del>
分			m²						
分娩室									
7	階 別	室番	号室面 稍	東 定 員	1母子当	当たり床面積	採光面積	∮ 外気開	放面積
入			]	m²		m²		m²	m²
所									
室									

8						通	,	常	階	段										
二階以上に入所室を有する建物別の階段数及びその構造	建物	物の名	称	用	途	車	踊	場	けあげ	踏	面	手すり の有無	病室	のあ	る最上	階	j	達難阝	皆段の	)数
上階						m		m	cm		cm					階				階から
に段る数																	地上ま	で		か所
所及家が																				
主をそ																				
有の す構																				
る造 建																				
9 溢 🖽	建	物	の名	称		ì	消	火	設備			警	報	設	備		避	難	設	備
9 消火用機																				
用 共 機		•		•				•						•					•	

- 10 開設の年月日
- 11 管理者の住所及び氏名
- 12 業務に従事する助産師の氏名、勤務の日及び勤務時間

氏 名	勤務の日	勤務時間

13 嘱託医師の住所及び氏名

添付書類 勤務する助産師の免許証の写し、嘱託医師となる旨の承諾書及び当該医師の免許証の写し

「開設者氏名(法人の場合は、名称及び代表者の職氏名)

「開設者氏名(法人の場合は、名称及び代

(EI)

電話番号

表者の職氏名)

⑩ に、「1 変更した理由及び年月日

」を

「1 名称

2 所在地

に、「2変更した事

電話番号

FAX番号

3 変更した理由及び年月日

項」を「4 変更した事項」に、「診療科目」を「診療科名」に改め、同様式備考1中「2(2)」を「4(2)」に改め、同様 式備考2中「2(3)」を「4(3)」に改める。

第9号様式を次のように改める。

第9号様式(第3条関係)

年 月 日

島根県知事様

開設者住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地) 開設者氏名(法人の場合は、名称及び代表者の職氏名)

(EII)

電話番号

#### 地域医療支援病院名称承認申請書

1 坩	地域医療	療支援	景病院の	名称												
2	1 在 0	り病	院の名	名 称												
3 戸	Ť	在	•	地	住所 電話番					F A Z	X番号					
4	診	療	科名	占	医	師・歯科	医師氏名		診	療	科名	<u>5</u>	医	師・	歯科医師氏	名
各																
科担当医																
当 医																
師・																
歯 科																
医師					<del>                                     </del>											
ηч					<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>					<del></del> -	Γ	
5 痘	房床数	精神		床	感染症	床	結核	<b>床</b>	療養		床	一般		床	計	床
		施	設	名		面積及び	*室数又は台	台数	主7	な設備	帯の概!	要 ( 图	医療機器	录、有	开究用機器等	等)
6	集	中	治	療	室			- 3	病床数		床					
地域医療支援病院としての施設の概要	化	学	検	査	室											
医療	細	菌	検	査	室			$\perp$								
支 援	病	理	検	査	室											
病 院	病	理	解	剖	室											
とし	研		究		室											
ての	講		義		室				定員		人					
施設	図		書		室			j	蔵書数		冊程度	芝				
の舞	医 薬	長 品	情 報	管	理 室											
要	救急	用又は	患者輸	i送用I	自動車	救急用 患者輸送	き用	台台								

#### 添付書類

- 1 建物の平面図 (6の施設を朱書等により明示すること。)
- 2 医療法施行規則第6条第2項各号に掲げる書類

```
「開設者氏名(法人の場合は、名称及び代
       「開設者氏名(法人の場合は、名称及び代表者の職氏名)
                                (EII)
                                     電話番号
表者の職氏名)
「2 所在地
    印 に、
                                                     を
      「2 所在地
                                     に改める。
FAX番号」
                  電話番号
                      「氏名
                 第11号様式中「氏
                                     に改める。
                       電話番号
                               「開設者氏名
                           圓」を
 第12号様式中「開設者氏名
                                電話番号
                                           「2 所在地
を
「2 所在地
                                に改める。
                          FAX番号
       電話番号
                                   「開設者氏名(法人の場合は、名称及び代
       「開設者氏名(法人の場合は、名称及び代表者の職氏名)
                                電話番号
表者の職氏名)
    即 に改める。
      「2 所在
を
       「2 所在地
地
                                に改める。
FAX番号」
             電話番号
                                    「開設者氏名(法人の場合は、名称及び代
       「開設者氏名(法人の場合は、名称及び代表者の職氏名)
                                  を
                                電話番号
表者の職氏名)
                                            「2 所在地
     印 に、「専属薬剤師免除許可申請書」を「専属薬剤師設置免除許可申請書」に、
      「2 所在地
                                                  電話番号
                   に、「診療科目」を「診療科名」に、「入院 外来
              FAX番号」
剤」を「入院患者数
             外来患者数
                       調剤数」に改める。
 第17号様式を次のように改める。
第17号様式 削除
```

第17号様式の2及び第17号様式の3を削る。

FAX番号」

「開設者氏名(法人の場合は、名称及び代表者の職氏名)

「開設者氏名(法人の場合は、名称及び代

表者の職氏名) 「2 所在地

「2 所在地

電話番号

郵 に、 J

に、

「診療科目」を「診療科名」に改める。

第19号様式及び第20号様式を次のように改める。

第19号様式 (第3条関係)

年 月 日

島根県知事様

病院(診療所)の名称及び所在地

管理者氏名

ED

# エックス線装置設置届

# 1 エックス線装置の概要

		衣国の例													
				1. Ī	直接撮	影用コ	ニックス	線装置 2	2.	断層撮影エック	クス線装	表置 3.	СТ	エック	ス線
				装置	4.	胸部集	<b>美検用間</b>	接撮影エッ	ック	ス線装置 5.	口内沒	去撮影用エ	ック	ス線装	置
エッ	クス線装	置の種	負類	6. t	歯科用	パノラ	マ断層	撮影装置	7	. 骨塩定量分析	折エック	ウス線装置	8	. 消化	器系
				透視月	用エッ	クス約	泉装置・	血管系透	見用	エックス線装置	置 9.	治療用工	ック	ス線装	置
				10.	輸血用	血液原	2射エッ	クス線装置	置	11. その他					
エッ	クス線	診療室	名												
特別の	の理由によ	りエック	ウス												
線診	療室以外で	使用する	る場												
合の質	室名及び理	由													
		製作者	名												
高電	王発生装置	型	式												
		製造年月	月日				年			月		日			
定 柞	格 出 力	連	続			最高管	電圧		kV	時の管電流		mA			
XL 1	ш ш /	短 時	間			最高管	電流		mA	時の管電圧		kV			
電	源 切	替	え	;	有・	無		(注:	意:	2台以上のエ	ックス約	線装置を設	置し	た場合	)
エッ	, クス 縛	と管 の	数											管球(	個)
エッ	クス線	管の用	途	1				2			3				
最高	高 定 格	管 電	圧												kV
	省令第30条	:第1項第	第1-	号の規	定に	ついて						適		不適	
	(エックス	線管の領	字器	及び照	射筒の	のしゃ	~ト ハ)					, <u></u>		1 7000	
	省令第30条	:第1項第	第2-	号の規	定に	ついて	(利用)	線錐の総濾	過)			適	•	不適	
									第	1号の規定につ	ついて	適	•	不適	
エ									第	2号の規定に~	ついて	適	•	不適	
ツ	省令第30条	<b>筆2項</b> の	り担づ	定につ	いいて				第	3号の規定に~	ついて	適	•	不適	
ク	(透視用エ								第	4号の規定に	ついて	適	•	不適	
ス	(20)00/11-	- / / / //	/\. 4×	旦/					第	5号の規定に	ついて	適	•	不適	
線									第	6号の規定につ	ついて	適	•	不適	
装									第	7号の規定に~	ついて	適	•	不適	
置	省令第30条	:第3項@	の規定	定につ	いて				第	1号の規定に~	ついて	適	•	不適	
0)	(撮影用エ	・ックス約	泉装制	置(胸	部集権	<b>倹用間</b>	接撮影	エックス線	第	2号の規定に~	ついて	適	•	不適	
防	装置を除く	。))							第	3号の規定に	ついて	適	•	不適	
護	省令第30条	:第4項@	の規定	定につ	いて				第	1号の規定に~	ついて	適	•	不適	

	(胸部集検用	関   提	シェック、	( 組壮器 )	第	32号の規定に	ついて	遃	į ·	不	適
	(胸印条1円)	刊]女]取点	砂・エソファ	·	第	3号の規定に	ついて	適	į ·	不	適
省	省令第30条第	5項の	規定につい	いて				旛	i .	不	海
	(治療用エッ	クス線	装置(近挂	接照明治療装置を除く。)	)			Ų	! -	11.	旭
				エックス線管焦点及び	患者か	ら2メートル	以上離	遃	i •	不	海
移動刑	又は携帯型に	ェックス	: 線	れて操作のできる構造				Ų	!	113	旭
1930王	人因为而主。	-	· 冰及巨	鍵のかかる保管場所				有	•	無	
				装置のキースイッチの管	<b></b> 雪理方	法					
				使用中ランプ				有	•	無	
輸血用	血液照射工	ックス紡	装置	管理区域表示				有	•	無	
				鍵その他の閉鎖のための	り設備			有	•	無	
		室	面積	室内の構造概要	操	作室面積	標識	の有無	仿	莆	考
			1	า้		m²			İ		
エック	ス線診療室						有	· 無	İ		
				コンクリート密度			. [7]	<i>\\\</i>	ĺ		
				g/cm³					<u> </u>		

### 2 エックス線診療室の概要

エッ	, クラ	ス線 診療室	名								
(エ	ック	ス線検診車名	占)								
		しゃへし	物	構造、材料、	厚さ						
	場所										
診	天		井								
療		床									
室		東									
の	周囲	西									
防	の画	南									
護	壁等	北									
物		監視用	窓								
の	出	入口の	屝								
概	その	他の開口	部								
要	操	作	室				有	•	無		
	(装置	置を操作する場所	f)			(				)	
	診療室	ぎである旨の村	票識				有	•	無		
使	用	中 の 表	示				有	•	無		
画壁:	外側のぽ	ミ効線量が1mSv/	週以				適	•	不適		
下と	なる措置	<u> </u>					~_		. ,		

- (注) 1 構造は、耐火構造、不燃材料又はその他( )の区分により記入すること。
  - 2 材料は、コンクリート、鉛等の区分により記入すること。

# 3 エックス線障害の防止に関する予防措置の概要

エックス線障害の防止に必要な注	患	者		宛	て	有 · 無
意事項の掲示	従	事	者	宛	7	有・無

管	理	区	域	を	設	け	る	場	所	別添図面のとおり		
境界	におり	ナる実	<b>ミ</b> 効線	量が1	.3mSv	/3月以	大下。	となる	措置	有・	無	
立	ち	7	入	り	制	限	Į	措	置	有・	無	
標									識	有・	無	
内居住	E区域	の境	界に	おける	実効約	泉量カ	\$250	μ Sv,	/ 3 月	右 •	<del>111:</del>	
となる	措置									H	<i>&gt;,,,,</i>	
の境別	早に お	おける	実効約	泉量が	250 μ	Sv/3	月月	以下と	なる	右 •	<del>111:</del>	
										H	<i>&gt;,,,,</i>	
患者	(診療	きによ	り被は	ばくす	る放射	射線を	:除<	( 。)	の実	右・	<del>/III:</del>	
量が1	. 3mSv	/ 3月	以下	となる	放射	線被に	ばく ß	方止措	措置	H	<i>7117</i>	
										<b>┌──</b> 種類・名	称 ——	]
										・フィルムバ	ッジ	
										• T L D		
線	診 療	従事	事 者	等の	被は	Ĭ < <i>j</i>	泉量	と測:	定 器	有 ・ポケット線	量計	• 無
										┌── 種類・名	称 ——	1
										・プロテクタ	_	
										・防護スクリ	ーン	
										透視	の場合)	
<b>計線</b>	診 療	? 従	事 者	等(	の被	ばく	防	止	装 置	有・防護つい立		• 無
										(透視	の場合)	
												]
	境界 立 標 居 な 境 者 が 1 !	境界におけ 立 ち 標 内居住区域 の の 境界によ 患 が 1.3 mSv	境界におけるま立	境界における実効線 立 ち 入標 内居住区域の境界における実効が となる措置 の境界における実効が 患者(診療により被 量が1.3mSv/3月以下	境界における実効線量が1 立 ち 入 り標 内居住区域の境界におけるとなる措置 の境界における実効線量が 患者(診療により被ばくす量が1.3mSv/3月以下となる	境界における実効線量が1.3mSv 立 ち 入 り 制 標 内居住区域の境界における実効線 となる措置 の境界における実効線量が250 μ 患者(診療により被ばくする放射 量が1.3mSv/3月以下となる放射	境界における実効線量が1.3mSv/3月以中である。 人 り 制 限標 内居住区域の境界における実効線量が250μSv/3 となる措置 の境界における実効線量が250μSv/3 患者(診療により被ばくする放射線を量が1.3mSv/3月以下となる放射線被は 計線 診 療 従 事 者 等 の 被 ば く 新	境界における実効線量が1.3mSv/3月以下と立ち入り制限標 内居住区域の境界における実効線量が250となる措置の境界における実効線量が250μSv/3月以上を3分射線を除く量が1.3mSv/3月以下となる放射線被ばく関す線診療従事者等の被ばく線量が4.3mSv/3月以下となる放射線被ばく関する対象を	境界における実効線量が1.3mSv/3月以下となる立ち入り制限措標 内居住区域の境界における実効線量が250μSv/3となる措置の境界における実効線量が250μSv/3月以下と患者(診療により被ばくする放射線を除く。)量が1.3mSv/3月以下となる放射線被ばく防止指射線診療従事者等の被ばく線量測	境界における実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置 立 ち 入 り 制 限 措 置 標 識 内居住区域の境界における実効線量が250 μ Sv/3月となる措置	境界における実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置 有 ・ 立 ち 入 り 制 限 措 置 有 ・ 標 満 有 ・ 内居住区域の境界における実効線量が250μSv/3月となる措置 の境界における実効線量が250μSv/3月以下となる 有 ・ 患者 (診療により被ばくする放射線を除く。)の実量が1.3mSv/3月以下となる放射線被ばく防止措置 種類・名・フィルムバ・TLD・ポケット線・・ プロテクタ・ 防護スクリ (透視・ 防護スクリ (透視・ 防護つい立	境界における実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置 有 ・ 無 立 ち 入 り 制 限 措 置 有 ・ 無 標 有 ・ 無 標 有 ・ 無 所居住区域の境界における実効線量が250μSv/3月となる措置 の境界における実効線量が250μSv/3月以下となる 有 ・ 無 患者 (診療により被ばくする放射線を除く。)の実量が1.3mSv/3月以下となる放射線被ばく防止措置 有 ・ 無 種類・名称 ・ フィルムバッジ ・ TLD ・ ポケット線量計・・ ・ プロテクター ・ 防護スクリーン (透視の場合)

4 エックス線診療に従事する医師、歯科医師又は診療放射線技師若しくは診療エックス線技師の氏名及びエックス 線診療に関する経歴

氏		名		職	種	経	歴
						資格取得年月日:	
	年	月	日生			免許証番号: 第	号

<sup>(</sup>選) 氏名の下に生年月日を付記すること。

5 設置年月日

年 月 日

## 添付書類

- 1 病院又は診療所の全体図面
- 2 管理区域を明示した隣接部(上下階を含む。)の平面図 1/50又は1/100
- 3 エックス線診療室の詳細図 1/50又は1/100
- 4 測定結果の写し
- 5 装置の一覧表 (変更の場合は、変更前と変更後のもの)
- 6 取扱説明書(ない場合は、カタログ)
- 7 その他参考となる資料
- 備考 1 添付図面には、管理区域の標識、使用中の表示及び注意事項を掲示した位置を明示すること。
  - 2 該当しない欄は、斜線で埋めること。

(別紙)

## エックス線装置一覧表

(変更前)

室	名	製作者名	型式	定格出力	管球数	用途	備	考
						1)		
						2		
						1)		
						2		
						1		
						2		
						1		
						2		

(新規・変更後)

											90,700,
室	名	製作者	名	型	式	定格出力	管球数	用	途	備	考
								1)			
								2			
								1			
								2			
								2			
								1			
								2			
								1)			
								2			

備考 1 型式は、高電圧発生装置の型式を記入すること。

2 変更の場合は、変更内容が明らかになるように記入すること。

第20号様式 (第3条関係)

年 月 日

島根県知事様

病院(診療所)の名称及び所在地

管理者氏名

(EII)

## 診療用高エネルギー放射線発生装置設置届

# 1 診療用高エネルギー放射線発生装置の概要

製		作	者	名											
型	式	(製造	5 年 月	)									(	年	月)
			電子	線	最大エネル	/ギー									MeV
定	格	出力	电 1	小水	(最大出力	J						Gy/	min 'min	at	1m)
Æ	1117	ш	エックフ	始	最大エネル	/ギー									MeV
			4997	<b>\</b> //2/X	(最大出力	J						Gy/	min	at	1m)
用				途											
発	生	管容岩	器の利	月	月線 錐り	以 外	の放	射絲	量		適		不適		
(	利力	用線錐	きの 放	射	線量が	1 / 1	0 0 0	以下	- )		旭	_	71,100		
照	射糸	冬 了 直	後のプ	下	要 放 射 絲	しから	のり	5 護 措	昔 置		有	•	無		
放	射	線	発 生	時	の自	動	表示	、 装	置		有	•	無		
出力	入口力	が開放さ	れている	논	きの放射線の	の発生	を遮断	するイ	ンタ		適		不適		
<u> </u>	コック	か設置									旭		71,100		
エ	ÿ	ッ ク	ス	彩	泉装	置	の	併	設		有	•	無		
放射	対線を	を体外照	射すべき	部位	立を決定する	るための	のエッ	クス線	装置		有	•	無		
			(装		置	名	;)			(				)	

#### 2 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の概要

室		名						
建第	寒物の主	要構造部	耐火構造 • 不知	然材料 •	その他(		)	
使		しゃへい物	構造、材料、厚さ					
用	場所							
室	天	井						
の		床						
防		東						
護	周囲の画	西						
物	壁等	南						
Ø		北						
概	出入	ロ の 扉						
要	その他	の開口部						
画壁	外側の実効	协線量が1mSv/	週以下となる措置		適	•	不適	
				通常出入口				か所

人 が 常 時 出 入 り	する出入口の数	その他		か所
		(用途:		)
放射線発生時の	自動表示装置	有	·	
使 用 室 で あ	る旨の標識	有	·	
	鍵のかかる保管場所	有	·	
移動型の高エネルギー発生	鍵の保管方法	有	·	
装置	手術室でのみ電源が供給	有	· 無	
	できる構造	1	·	

# 3 放射線障害の防止に関する予防措置の概要

	ルスオリルドド年 ロ v /	173-11-170	<u> </u>								
放射	線障害の防山	上に必要な	注意事患	者	宛	て		有	•	無	
項の	掲示		従	事 者	宛	て		有	•	無	
管	管 理 🗵	区 域	を設し	け る	場	所		別添図	図面のとお	り	
理	境界における	る実効線量	ガ§1.3mSv/3	月以下と	なる措	置		有	•	無	
区	立ち	入り	制	限	措	置		有	•	無	
域	標					識		有	•	無	
	内居住区域の となる措置	境界におり	ける実効線	量が250 /	u Sv/3	月		有	•	無	
敷地措置	の境界におけ	る実効線は	量が250 μ S	v/3月以	下とな	る		有	•	無	
	患者(診療に 量が1.3mSv/3							有	•	無	
放身	十線 診 療 従	纟事 者 等	の被ば	く線量	測定:	器	有	·TLD	<ul><li>・名称</li><li>ムバッジ</li><li>ト線量計</li></ul>		• 無
放	射	線	測	定	:	器	有	—— 種類	·名称 -		• 無

# 4 当該機器を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴

氏		名		職	種	経	歴
						資格取得年月日:	
	年	月	日生			免許証番号: 第	号

号外第41号	虐	· 根	県	報	平成26年3月28日

(注) 氏名の下に生年月日を付記すること。

5 予定使用開始時期

年 月 日	年
-------	---

# 添付書類

- 1 病院又は診療所の全体図面
- 2 管理区域を明示した隣接部(上下階を含む。)の平面図 1/50又は1/100
- 3 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の詳細図 1/50又は1/100
- 4 漏洩線量計算書
- 5 診療用高エネルギー放射線発生装置の一覧表 (変更の場合は、変更前と変更後のもの)
- 6 その他参考となる資料

備考 エックス線装置の併設の際は、別途届け出ること。

第20号様式の次に次の1様式を加える。

第20号様式の2 (第3条関係)

年 月 日

島根県知事様

病院(診療所)の名称及び所在地

管理者氏名

(EII)

### 診療用粒子線照射装置設置届

## 1 診療用粒子線照射装置の概要

製		作	者	名												
型	式	(製	造 年 月	)										(	年	月)
定	格	出た	陽子	線												
Æ	1111	ш Д	重粒子	- 線	(原子の種	重類:				)						
用				途												
照	射	管 容	器の利	」 用	線錐り	以 外	の放	射紡	量			適		不適		
(	利力	用線針	維の放	射;	線量が	1 / 1	0 0 0	0 以下	₹ )			旭	·	小週		
照	射糸	佟了直	1後の	不 要	反放 射 紡	きかり	<b>うの</b> 阝	坊 護 指	# 置			有	•	無		
放	射	線	照 射	時	の自	動	表	示 装	置			有	•	無		
出	入口が	が開放さ	られている	とき	の放射線の	の照射	を遮断	するイ	ンタ			適		不適		
<u></u> 1	ロック	クの設置	ţ									旭	•	小順		
工	Š	ソ ク	, ,	絲	装装	置	の	併	設			有	•	無		
粒-	子線を	を体外照	別すべき	部位	を決定する	るため	のエッ	クス線	装置			有	•	無		
			(装		置	ŝ	名)				(				)	

## 2 診療用粒子線照射装置使用室の概要

室		名					
建築	いい もれい 主	要構造部	耐火構造 • 不	燃材料 •	その他(	)	
使		しゃへい物	構造、材料、厚さ				
用	場所						
室	天	井					
Ø		床					
防		東					
護	周囲の画	西					
物	壁等	南					
Ø		北					
概	出入	ロ の 扉					
要	その他	の開口部					
画壁	外側の実効	カ線量が1mSv/	週以下となる措置		適	• 不適	
				通常出入口			か所
人が	ぶ 常 時 日	出入りする	お出入口の数	その他			か所
				(用途:			)

放	射	線	照	射	時	の	自	動	表	示	装	置	有	•	無	
使	用	1	室	で	あ		る	冒	の		標	識	有	•	無	
							鍵の	カカ	る保	管块	揚所		有	•	無	
移重	動型の	つ高	エネ	ルキ	ニー発	生	鍵の	保管	方法	;			有	•	無	
装置	置						手術	室で	のみ	電池	原が作	共給	<i>‡</i> :	_	無	
							でき	る構	造				有	•	****	

### 3 放射線障害の防止に関する予防措置の概要

放射線障害の防止に必要な注意事患者宛	て 有 ・ 無
項の掲示 従事者宛	有 · 無
管管理区域を設ける場所	所 添付図面のとおり (1/50又は1/100)
理 境界における実効線量が1.3mSv/3月以下となる措施	置 有 · 無
区立ち入り制限措	置 有 · 無
域標調	新 有 • 無
敷地内居住区域の境界における実効線量が250 μ Sv/3 以下となる措置	有 • 無
敷地の境界における実効線量が $250\mu\mathrm{Sv}/3$ 月以下となる措置	る 有 ・ 無
入院患者(診療により被ばくする放射線を除く。)の 効線量が1.3mSv/3月以下となる放射線被ばく防止措置	有 無
放射線測定器の種類・名利	弥
放射線診療従事者等の被ばく線量測定	<ul> <li>種類・名称</li> <li>・フィルムバッジ</li> <li>・TLD</li> <li>・ポケット線量計</li> <li>・無</li> <li>・</li> </ul>

## 4 当該機器を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴

氏		名		職	種	経	歴
						資格取得年月日:	
	年	月	日生			免許証番号: 第	号

<sup>(</sup>注) 氏名の下に生年月日を付記すること。

5 予定使用開始時期

年 月 日

### 添付書類

- 1 病院又は診療所の全体図面
- 2 管理区域を明示した隣接部(上下階を含む。)の平面図 1/50又は1/100
- 3 診療用粒子線照射装置使用室の詳細図面 1/50又は1/100
- 4 漏洩線量計算書
- 5 診療用粒子線照射装置の一覧表 (変更の場合は、変更前と変更後のもの)
- 6 その他参考となる資料

備考 エックス線装置併設の際は、別途届け出ること。

第21号様式から第23号様式までを次のように改める。

第21号様式 (第3条関係)

年 月 日

島根県知事様

病院(診療所)の名称及び所在地

管理者氏名

(EII)

### 診療用放射線照射装置設置届

## 1 診療用放射線照射装置の概要

製		作	君	<u>k</u>	4	5									
型	式	( 製	造	年	月 )									( 年	月)
個	数	又	は	台	梦	女									
装化	崩する	放射性	同位	元素(	の種類	頁									
装備	帯する が	放射性同	位元素	の数量	赴(MBq	)									
放	射	線源	収	納	容	器の	L	や	^	いり	16 力	適		不適	
(	空 気	カー	マ率	7 0	μ (	у /	時	距	離 1	m 以	下 )	旭		1,10	
_		次	信用	Ē	-	子	濾		追	<u> </u>	板	有	•	無	
照	射	П	開	閉	用	遠	隔	操	作	装	置	有	•	無	
H	ツ	ク	7	ス	線	装	置		Ø	併	設	有	•	無	
照身	対装置	を体内に	こ挿入	すべき	き部位	を決定	とする か	とめ	のエッ	・クス彩	泉装置	有	•	無	
			(装			置	3	名)				(		)	

#### 2 診療用放射線照射装置使用室の概要

室		名						
建多	た物の主	要構造部	耐火構造 • 不	燃材料 •	その他(		)	
		しゃへい物	構造、材料、厚さ					
	場所							
防	天	井						
護		床						
の		東						
概	周囲の画	西						
要	壁等	南						
		北						
	出入	ロ の 扉						
	その他	の開口部						
画壁	外側の実象	助線量が1mSv/	週以下となる措置		有	•	無	
人 7	が常 時 と	出入りする	出入口の数					か所
放	射 線 発	生時の自	動表示装置		有	•	無	
使	用 室	である	旨の標識		有	•	無	

### 3 放射線治療病室の概要

画星	壁外側の実効線	量が1mSv/週以	下となる措置		有	• <u></u>	Œ.
			しゃへい物	構造、材料、	厚さ		
防	場所						
護		天 井					
<b>の</b>		床					
概		東					
要	周囲の画壁等	西					
女	间四少国至守	南					
		北					
	条件	突起物	くぼみ	目地のす	表面の	耐浸性	耐腐食性
内	場所			きま	平滑性		
装	天 井	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
状	床	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
況	壁	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	その他	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
汚	染 検 査 に	こ必要な測	定器※		有	• <u></u>	Ħ.
出ノ	人口付近の汚染隊	余去に必要な機材及	び洗浄設備※		有	• <u></u>	Ħ.
更	衣	設	備 ※		有	• <u></u>	Ħ.
放	射線治療病	室である旨を	シ示す標識		有	• <u></u>	Ħ.

<sup>※</sup> この規定は、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具により治療を受けている患者のみを入院させる 放射線治療病室については適用しない。

#### 4 貯蔵施設の概要

-1	只 成 他 成 、	. 10000									
種						類	貯	蔵室	•	貯蔵箱等	
外	部と	区	画さ	れた	構	造		有	•	無	
				l	ノやへし	い物	構造、材料、厚さ				
	場所										
마수		3	天	井							
貯蔵			床								
室					東						
重の	周囲	の画	〕壁等		西						
概	/印 /西	V) <u>Ш</u>	1 型 守		南						
要					北						
女	防		火			屝		有	•	無	
	人が常	時 出	入りす	る出力	СПσ	数				か所	
	閉	鎖	į	設		備		有	•	無	
				l	ノやへし	物	構造、材料、厚さ				
貯	場所										
蔵			上								
箱			下								
半等					前						
41.							·			·	

の	周囲	の画	壁 等	後					
概				<u>左</u> 右					
要									
	耐	火		構	造	有	•	無	
	閉	鎖		設	備	有	•	無	
受』	Ⅱ、吸収ホ	すその他	汚染のひ	^ろがりを[	方止す	有	•	無	
るた	とめの設備	育又は器!	具			1	•	<del>////</del>	
	容	器	の	有	無	有	•	無	
貯	1 0 0 μ	S v /	時 以 下	となる	構 造	有	•	無	
蔵	気	密	な	構	造	有	•	無	
容	こぼれ	にくし	、構造 港	かつ耐浸	構 造	有	•	無	
岩器	貯蔵容	器で	ある旨	を示す	標識	有	•	無	·
扣件	貯蔵する	5同位元	素の種類	i及びBq単位	なで表	有	•	無	
	した数量	しの表示				ה		<i>&gt;</i> ////	

## 5 運搬容器の概要

	容	器	Ø	有	無	;	有	•	無
運	1 0 0 μ	S v / 時	以下と	となる	構造		有	•	無
搬搬	気	密	な	構	造		有	•	無
容	こぼれ	にくい	構造か	つ耐浸	人構造		有	•	無
器	運搬容	器であ	る旨を	を示す	標識		有	•	無
伯氏	運搬する	同位元素	の種類及	びBq単	位で表		有		無
	した数量	の表示				,	Ħ	-	<i>™</i>

## 6 放射線障害の防止に関する予防措置の概要

放射	線障	害の防	ち止に	こ必要	な注意	意事	患	者	î	宛	A		有	•	無	
項の	掲示						従	事	者	宛	7		有	•	無	
管	管	理	区	域	を	設	ľ	t	る	場	所		別添図	面のとお	り	
理	境界	におり	ける	実効線	量が1	.3mS	v/3	月以	下と	なる	措置		有	•	無	
区	立	ち		入	り	制		限		措	置		有	•	無	
域	標										識		有	•	無	
				意界に:	おける	実効	劫線量	量が2	250 /	u Sv/	3月		有	•	無	
-		5 措置			45 P X	» - <b>-</b> -		/ 0	н м		,					
	の境を	界にま	らける	美効	線量が	\$250	μSτ	7/3,	月以	、トと	なる		有		無	
措置																
入院.	患者	(診療	そによ	こり被	ばくす	一るが	対射線	線を	除く	。)(	の実		有		無	
効線:	量が1	.3mSv	7/3)	月以下	となる	る放射	付線	被ば	く防	近措に	置		17		7117	
												Γ	—— 種類	<ul><li>名称 -</li></ul>		
													・フィル	ムバッジ		
													·TLD			
放射	線	診 療	従:	事 者	等の	被	ば、	く線	量	測定	三 器	有	・ポケッ	ト線量計		・無
ı												ı				1

7 当該機器を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴

氏		名		職	種	経	歴
						資格取得年月日:	
	年	月	日生			免許証番号: 第	号
	•	•					

- (注) 氏名の下に生年月日を付記すること。
- 8 予定使用開始時期

年 月 日
-------

## 添付書類

- 1 病院又は診療所の全体図面
- 2 管理区域を明示した隣接部(上下階を含む。)の平面図 1/50又は1/100
- 3 診療用放射線照射装置使用室、放射線治療病室、貯蔵施設の詳細図面 1/50又は1/100
- 4 漏洩線量計算書
- 5 診療用放射線照射装置の一覧表 (変更の場合は、変更前と変更後のもの)
- 6 その他参考となる資料

備考 エックス線装置併設の際は、別途届け出ること。

第22号様式(第3条関係)

年 月 日

島根県知事様

病院(診療所)の名称及び所在地

管理者氏名

EI

### 診療用放射線照射器具設置届

#### 1 診療用放射線照射器具の概要

型式(製造年月日) ※1		( 年 月)
個 数 又 は 台 数 ※1		
装備する放射性同位元素の種類 ※1		
装備する放射性同位元素の数量(MBq)※1		
装備する放射性同位元素の種類ごと		
の最大貯蔵予定数量(MBq) ※2		
装備する放射性同位元素の種類ごと		
の1日の最大使用予定数量(MBq)※2		
エ ッ ク ス 線	装置の併設有・	無
照射器具を体内に挿入すべき部位を	と決定するためのエックス線装置 有・	無
(装	名) (	)

- ※1 物理的半減期が30日以下のものを備えようとする場合は、その年に使用を予定するものについて記載すること。
- ※2 物理的半減期が30日以下のものを備えようとする場合に記載すること。

## 2 診療用放射線照射器具使用室の概要

室					名	5									
画星	壁外側(	の実	効線量	量が1	l m S v	/週以	下と	なる	る措置	置	有	•	•	無	
人	が常	時	出入	ŋ	す	る出	入	П	の数	汝					か所
使	用	室	で	あ	る	山口	の	標	前	戠	有		•	無	

#### 3 放射線治療病室の概要

画星	壁外側の実効線	量が 1 mSv/週以	下となる措置		有	· 無	
			しゃへい物	構造、材料、	厚さ		
防	場所						
護		天 井					
<b>ラ</b>		床					
概		東					
要	周囲の画壁等	西					
女	四四の回型寺	南					
		北					
	条件	突起物	くぼみ	目地のす	表面の	耐浸性	耐腐食性
内	場所			きま	平滑性		

装	天 井	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
状	床	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
況	壁	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	その他	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
汚	染検査に	必要な測り	主器 ※3		有	· 無	
出力	人口付近の汚染除	去に必要な機材及び	び洗浄設備※3		有	· 無	
更	衣	設 備	<b>※</b> 3		有	· 無	
放	射線治療病	室である旨を	テテオ標識		有	· 無	

<sup>※3</sup> この規定は、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具により治療を受けている患者のみを入院させる 放射線治療病室については適用しない。

## 4 貯蔵施設の概要

種		類	貯蔵室	• 貯蔵領	<b></b>
外	部と区画さ	れた構造	有	· #	
	場所	しゃへい物	構造、材料、厚さ		
D.4.	天	井			
貯	床				
蔵・		東			
室の	周囲の画壁等	西			
概	周囲の画壁等	南			
要		北			
女	防 火	扉	有	• #	
	人が常時出入りす	る出入口の数			か所
	閉鎖	設 備	有	·	
		しゃへい物	構造、材料、厚さ		
貯	場所				
蔵	上				
箱	干	T			
等		前			
の	周 囲 の 画 壁 等	後			
概		左			
要		右			
	耐 火	構造	有	• #	
	閉鎖	設備	有	·	
	Ⅱ、吸収材その他汚染ので	<b>♪ろがりを防止す</b>	有	· #	
るた	こめの設備又は器具				
	容器の	有 無	有	• #	
貯	100μSv/ 時以下		有	•	
蔵	気 密 な	構造	有	•	
容	こぼれにくい構造		有	• #	
器	貯蔵容器である旨	『を示す標識	有	·	

貯蔵する同位元素の種類及びBq単位で表 した数量の表示 無

報

# 5 運搬容器の概要

	容 器	の	有	無	有	•	無	
運	100μ S	7 / 時以	下とな	る構造	有	•	無	
搬搬	気 密	な	構	造	有	•	無	
容	こぼれに	くい構造	かつ面	才浸 構 造	有	•	無	
谷器	運搬容器	である	旨を示	す標識	有	•	無	
拉	運搬する同僚	立元素の種	類及びBo	l単位で表	有		無	
	した数量の表	表示			1	•	<del>////</del>	

## 6 放射線障害の防止に関する予防措置の概要

0	放射線障害の	<b>別址(</b> に関)	の 1.60.1E	国国の限安							
放射	線障害の防止	に必要な	注意事	者	宛	て		有	•	無	
項の	掲示		贫	É 事 者	育 宛	て		有	•	無	
管	管理区域を設ける場所							別添図	図面のとお	; Ŋ	
理	境界における	る実効線量	が1.3mSv	/3月以下。	となる打	昔置		有	•	無	
区	立ち	入り	制	限	措	置		有	•	無	
域	標					識		有	•	無	
敷地内居住区域の境界における実効線量が250 μ Sv/3月 以下となる措置						3月		有	•	無	
敷地措置	の境界におけ	る実効線	量が250 μ	Sv/3月具	以下とフ	なる		有	•	無	
	患者(診療に 量が1.3mSv/3							有	•	無	
放身	才線 診 療 従	事者等	の被は	ごく 線 量	上 測 定	: 器	有	• T L D	<ul><li>名称</li><li>ムバッジ</li><li>ト線量計</li></ul>		• 無
放	射	線	測	定		器	有	種類	· 名称		• 無

## 7 当該機器を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴

氏   名   職   種   経   歴
-----------------------

	資格取得年月日:	
年 月 日生	免許証番号: 第	号

(注) 氏名の下に生年月日を付記すること。

8	予定値	田盟	始時期

#### 添付書類

- 1 病院又は診療所の全体図面
- 2 管理区域を明示した隣接部(上下階を含む。)の平面図 1/50又は1/100
- 3 診療用放射線照射器具使用室、放射線治療病室、貯蔵施設の詳細図面 1/50又は1/100
- 4 漏洩線量計算書
- 5 診療用放射線照射器具の一覧表 (変更の場合は、変更前と変更後のもの)
- 6 その他参考となる資料

備考 エックス線装置併設の際は、別途届け出ること。

第22号様式の2 (第3条関係)

年 月 日

島根県知事様

病院(診療所)の名称及び所在地

管理者氏名

EI

### 診療用放射線照射器具翌年使用予定届

診照			
療射	型	式	
用器			
放具			
射	筃	数	
線			
装性			
備同	種	類	
す位			
る元			
放素	数	量	
射			В q

参考 医療法施行規則第24条第5項及び第6項に基づく翌年において使用を予定する診療用放射線照射器具の届出 備考 毎年12月20日までに届け出ること。

### 第22号様式の3 (第3条関係)

年 月 日

島根県知事 様

病院(診療所)の名称及び所在地

管理者氏名

 $\bigcirc$ 

### 放射性同位元素装備診療機器設置届

### 1 放射性同位元素装備診療機器の概要

製		作			者		名							
型	式	(	製	造	年	月	)					(	年	月)
台							数						台	
装化	備する	る放き	射性	同位	元元素	長の 利	重類							
装備	帯する:	放射性	生同位	元素	の数量	量 (M)	Bq)							
用							途	骨塩定量分析・	ガスクロ	(ECO)	• 輸血用血液照射			

### 2 使用室の概要

室					名									
建	築物の	主	要構	造	部 耐火	〈構造	•	不燃材料	<b>斗</b> •	その他	ī (		)	
		しゃ	へい物	構造	5、材料	、厚さ								
防	場所													
護	天		井											
の		床												
概		j	東											
要	周囲の画	Ī	西											
	壁等	Ī	南											
		2	北											
出入	.口の鍵、	器具	等の閉	鎖設	備				有		•	無		
間仕	切り等の	放射線	障害子	防措	置				有			無		
(骨	塩定量分	分析装制	置につ	いて	)				111			<del>/////</del>		
放射	線 発 生	時の自	動表	示 装	置			•	有		•	無		
使月	用室で	ある	旨の	標	識				有	•		無		

### 3 放射線障害の防止に関する予防措置の概要

放射	線障	害の防	5止に必	要な注	意事	患	者	Ľ I	宛	て	有 · 無
項の	項の掲示						事	者	宛	7	有 · 無
管	管	理	区址	或を	設	l	ナ	る	場	所	別添図面のとおり
理	線源	周辺に	こおける	実効紡	量が	1.3m	Sv/3	月以	下と	なる	有・無
区	措置										有 · 無
域	立	ち	入	り	伟	IJ	限	-	措	置	有 · 無
	標									識	有 · 無

放射線診療従事者等の被ばく防止装置

• 無

有

4 当該機器を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴

氏		名		職	種	経	歴
						資格取得年月日:	
	年	月	日生			免許証番号: 第	号

(注) 氏名の下に生年月日を付記すること。

5 予定使用開始時期

<b>/</b> −		
牛	A	H
ı	/ 1	

#### 添付書類

- 1 病院又は診療所の全体図面
- 2 管理区域を明示した隣接部(上下階を含む。)の平面図 1/50又は1/100
- 3 放射性同位元素装備診療機器使用室の詳細図面 1/50又は1/100
- 4 漏洩線量計算書
- 5 照射器具の一覧表 (変更の場合は、変更前と変更後のもの)

6 その他参考となる資料

第23号様式(第3条関係)

年 月 日

島根県知事様

病院(診療所)の名称及び所在地

管理者氏名

(EII)

### 診療用放射性同位元素設置届

## 1 本年の使用を予定する診療用放射性同位元素の概要

放射性同位元素の種類			
放射性同位元素の形状			
年間使用予定数量(MBq)			
3ヶ月使用予定数量(MBq)			
1日最大使用予定数量(MBq)			
最大貯蔵予定数量(MBq)			

## 2 診療用放射性同位元素使用室の概要

主	要構造部等の耐	対火構造又は不燃	然材料の使用		有	· 無	
画星	壁外側の実効線量	量が1mSv/週以	下となる措置		有	· 無	
常	時 出 入 り	する出入	、口の数				か所
使	用 室 で	ある旨	の標識		有	· 無	
使	用 室	外での	操作		有	· 無	
防	場所		しゃへい物	構造、材料、	厚さ		
護		天 井					
の		床					
概		東					
要	周囲の画壁等・	西					
	/라즈·기리프 (1	南					
		北					
	条件	突起物	くぼみ	目地のす	表面の	耐浸性	耐腐食性
内	場所			きま	平滑性		
装	天 井	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
状	床	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
況	壁	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	その他	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
フ	ード・グ	ローブボ	ックス等		有	· 無	
フー	ード・グローブ	ボックス等の排気	設備への連結		有	· 無	
汚	染 検 査	に 必 要 な	測 定 器		有	· 無	
出力	入口付近の汚染	除去に必要な機材	及び洗浄設備		有	· 無	

洗	浄	設	備	Ø	排	水	設	備	$\sim$	の	連	結	有	•	無
更				衣				設				備	有	•	無

## 3 貯蔵施設の概要

種		類	貝	宁蔵室	• 貯蔵箱等	
外	部と区画さ	れた構造		有	• 無	
		しゃへい物	構造、材料、厚さ			
	場所					
마스	天	井				
貯	床					
蔵		東				
室		西西				
<i>の</i>	周 囲 の 画 壁 等	———————— 南				
概		北				
要	防火	扉		 有	• 無	
	人が常時出入りする	る出入口の数			 か所	
	閉鎖			 有	• 無	
		しゃへい物	構造、材料、厚さ			
	場所					
貯	上					
蔵	下					
箱		前				
等						
0)	周 囲 の 画 壁 等	左				
概		 右				
要	耐火	<u> </u>		 有	・ 無	
	閉鎖				· 無	
受Ⅱ	□、吸収材その他汚染のひ					
	とめの設備又は器具	2.0 / 2.04.11		有	• 無	
37	容器の	有 無		有	· 無	
	100μSv/ 時以下				· 無	
貯	気 密 な	構造			· 無	
蔵	こぼれにくい構造				<u> </u>	
容	貯蔵容器である旨				· 無	
器	貯蔵する同位元素の種類			.H	<del>////</del>	
		RXUDU早型で衣		有	• <u></u>	
	した数量の表示					

## 4 運搬容器の概要

	容	器	の	有	無	有 無
運	1 0 0 μ	S v / 時	以下と	なる構	造	有・無
搬搬	気	密	な	構	造	有・無
容	こぼれ	にくいれ	構造かく	可浸 積	靠造	有・無

_	器	運搬容器である旨を示す標識	有	•	無	
1		運搬する同位元素の種類及びBq単位で表	有		無	
		した数量の表示	汨		<del>////</del>	

## 5 廃棄施設の概要

# 5-1 排水設備

画量置	<b>彦外</b> (	側の実効線量率が1mSv/週以下となる措			;	有		•		無			
排	の漁りりの	水口における排液中の放射性同位元素 農度を省令第30条の26第1項に定める 度限度以下とする能力又は排水中の放 性同位元素の濃度を監視することによ 竟界における排水中の放射性同位元素 農度を同項に定める濃度限度以下とす 能力			;	有				無			
水	構	造 .	有	漏洩	生無		有	浸性	無		有	腐食	性無
設備	排水処	水管に排水設備である旨を示す標識 排液を採取することができる構造又 は排液中における放射性同位元素の 濃度が測定できる構造 排液の流出を調整する装置			;	有 有 有	13		7111	無無無			200
	理槽	上部の開口部に蓋のできる構造又は さくその他の周囲に人がみだりに立 ち入らないようにするための設備			;	有		•		無			

## 5-2 排気設備

排	复	ĺ	設	偱	Ħ	0)	有	Î	無	有		•	無
気体	状の放	女射性	同位え	元素の	発生ス	ては放	射性同	位元	:素に	有			無
よる	よる空気の汚染のおそれ									,13			<i>711</i> 7
排気	排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を省令												
第30	条の2	6第1	項に気	定める:	濃度阳	良度以	下とす	る能	力又				
は排	気監視	見設備	を設り	ナて排	気中の	放射	性同位	元素	の濃	有			Aur.
度を	度を監視することにより、病院又は診療所の境界の外								の外	1月	•		無
の空	の空気中の放射性同位元素の濃度を同項に定める濃度								濃度				
限度	以下と	とする	能力										
人が	常時式	とち入	る場所	所にお	ける名	三気中	の放射	性同	位元				
素の	素の濃度を省令第30条の26第2項に定める濃度限度以							度限	:度以	有	٠.	•	無
下と	下とする能力												
気	体	の	漏	れ	に	<		構	造	有		•	無
耐			腐			食	•		性	有		•	無

## 5-3 焼却設備

焼		却	設	備			i ·	無			
焼	気体	本が漏れにくく、だ	いつ、灰が飛散し	ノにく		有	·	無			
却炉	排	気 設 備	への連	結		有	·	無			
1,7,2	焼き	印残さの搬出口の	廃棄作業室への	連結		有	•	無			
		条件	突起物	< 18	ぎみ	目地のすきま	表面の平滑	耐浸性	耐腐食性		
	内	場所					性				
廃	装	天 井	有・無	有・	無	有・無	有・無	有・無	有・無		
棄	状	床	有・無	有・	無	有・無	有・無	有・無	有・無		
作	況	壁	有・無	有・	無	有・無	有・無	有・無	有・無		
業		その他	有・無	有・	無	有・無	有・無	有・無	有・無		
室	フ	ード・グロー	- ブ ボ ッ ク	ス等		有	·	無			
	フー	ード・グローブボッ	ックス等の排気記	受備へ		有	i .	無			
	の連	<b>基結</b>									
	廃	棄作業室であ	る旨を示す	標識		有	•	無			
		ぶ通常出入りする原									
		等放射性同位元素に		至を行		有	·	無			
	うの	)に最も適した場所									
汚		条件	突起物	< 18	ぎみ	目地のすきま	表面の平滑	耐浸性	耐腐食性		
	内	場所					性				
染	装	天 井	有・無	有・		有・無	有・無	有・無	有・無		
	状	床	有・無	有・		有・無	有・無	有・無	有・無		
検	況	壁	有・無	有・		有・無	有・無	有・無	有・無		
	\tag{\tag{\tag{\tag{\tag{\tag{\tag{	そ の 他	有・無	有・	無	有・無	有・無	有・無	有・無		
査	洗	浄 *** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	設	備		有	•	無			
بير		染検査に必									
室		染の除去に				有	•	無			
		浄設備の排力				有	•	無			
		染検査室で				有	•	無			
	更	衣	設	備		有	•	無			

### 5-4 保管廃棄設備

保			管			廃			棄	有 · 無
保		管	J	堯	棄	E.	設		備	有 · 無
外	部	٢	区	画	さ	れ	た	構	造	有 · 無

保管廃棄設備の扉、ふた等外部に通ずる部分	有・ 無
の鍵その他閉鎖のための設備又は器具	行 · ※
耐 火 構 造 の 容 器	有 • 無
容器表面の保管廃棄容器である旨の標識	有
保管廃棄設備である旨を示す標識	有 ・ 無

## 6 放射線治療病室の概要

画星	産外側の実効線量率が 1 m	Sv/週以下とな		有	•	無	
る抗	普置			行	•	***	
		しゃへい物	構造、材料	、厚さ			
防	場所						
護	天	井					
n支 の	床						
概		東					
要	周 囲 の 画 壁 等	西					
4		南					
		北					
内	条件	突起物	くぼみ	目地のす	表面の平	耐浸性	耐腐食性
装	場所			きま	滑性		
0	天 井	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
状	床	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
況	壁	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
νu	その他	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
汚	染検査に必要な	測定器 ※		有	•	無	
出フ	人口付近の汚染除去に必要	な機材及び洗浄		有		無	
設備	Ħ	*		, H		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
更	衣 設 備	*		有	•	無	
放,	射線治療病室である	旨を示す標識		有	•	無	

<sup>※</sup> この規定は、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具により治療を受けている患者のみを入院させる 放射線治療病室には適用しない。

#### 7 放射線障害の防止に関する予防措置の概要

放身	対線障害の防止に必要な注	患	者		宛	有	•	無	
意事	事項の掲示	事	者	宛	有	•	無		
安全	を管理体制の確立を目的と				有	•	無		
した	た委員会の設置				称				
	管理区域を	設	け	る	場	所	添付図面のとおり	1/50又は1/100	
	境界における実効線量が1.3mSv/週以下とな						有		無
管	る措置							<i>&gt;</i> ///	
理	3月間の平均濃度が空気	中濃	度限層	度の	لر1/10	以下	有		無
区	となる措置						H		<i>7</i> 77
	放射性同位元素によって汚染される表面汚染密						有	•	無

度の1/10以下となる措置		
立 ち 入 り 制 限 措 置	有 •	無
標識	有 •	無
敷地内居住区域の境界における実効線量が250μS v	有····································	無
/3月以下となる措置	14	,
敷地の境界における実効線量が250μS v / 3 月以下	有····································	無
となる措置	14	<i>7</i> 111
入院患者(診療により被ばくする放射線を除く。)		
の実効線量が1.3mSv/3月以下となる被ばく防止	有 •	無
措置		
監視装置(エリアモニター)	有・	無
放射線診療従事者等の被ばく線量測定器	<ul><li>種類・名称</li><li>・フィルムバッジ</li><li>・TLD</li><li>有</li><li>・ポケット線量計</li><li>・</li></ul>	・無
放射線診療従事者等の被ばく防止用装置	種類・名称 - 防護スクリーン - 防護つい立  f - ・	・無

### 8 使用施設の位置

地	崩	れ	Ø	お	そ	れ	有 無
浸	水	Ø		お	そ	れ	有 無

9 診療用放射性同位元素又はそれによって汚染された物の引渡先

委託先名称:
--------

10 当該同位元素を使用する医師又は歯科医師の氏名及び放射線診療に関する経歴

氏 名	放射線診療に関する経歴
年 月 日生	

(選) 氏名の下に生年月日を付記すること。

11 予定使用開始時期

年 月 日

#### 参考

医療法施行規則第28条に基づく診療用放射性同位元素の届出

#### 添付書類

- 1 病院、診療所の全体図面
- 2 管理区域を明示した隣接部の平面図及び断面図 1/50又は1/100
- 3 診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設、焼却施設、保管廃棄設備、放射線治療病室の詳細図面 1/50又は1/100
- 4 貯留槽及び希釈槽の詳細図面 1/50又は1/100
- 5 排水及び排気の経路図
- 6 漏洩、濃度等の計算書及び計算位置を示した図面
- 7 管理区域及び標識の位置を示した図面
- 8 予防措置を講じていることを証明する書類
- 9 その他参考となる資料

第23号様式の次に次の1様式を加える。

第23号様式の2 (第3条関係)

年 月 日

島根県知事様

#### 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素設置届

### 1 本年の使用を予定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の概要

放射性同位元素の種類			
放射性同位元素の形状			
年間使用予定数量(MBq)			
3ヶ月使用予定数量(MBq)			
1日最大使用予定数量(MBq)			
最大貯蔵予定数量(MBq)			

### 2 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の概要

	133.6.4.1717.6.3417.39	的原用及引工同压儿来区川至*/**						
主要	構造部等の耐	火構造又は不燃材料の使用		有	•	無		
陽	設	置		有	•	無		
電	サイクロトロ	ンを設置し精製及び合成作業を		±		ám.		
子	行う室			有	•	無		
準		設置		有	•	無		
備	洗 浄 設 備	排水設備への連結		有		無		
室		外 小 改 佣 、 0		有	·	<del>/////</del>		
		設 置		有	•	無		
	陽電子CT複	用途	・吸収	補正・陽	電子断層画	「像との重ね	合わせ	
	一     合装置	<b>元</b>	• 単独撮影	適切な	は防護体制	( 有 ・	無 )	
	口衣但	エックス線診療室の構造基準		適	•	不適		
		使用室外での操作		有	•	無		
陽	診療用放射線	使 用		有	•	無		
	照射装置の使	用途	・吸収補正					
電	用	診療用放射線照射装置使用室		適	•	不適		
	711	の施設基準		旭		71,000		
子	診療用放射線	使 用		有	•	無		
	照射器具の使	用途		適	•	不適		
診	用	診療用放射線照射器具使用室		適		不適		
	\11	の施設基準		ᄱ		71,700		
療	陽電子SPE	設置		有	•	無		
	CT複合装置	適 切 な 防 護 措 置		有	•	無		
			•					

室										
		設		圃			有	•	無	
	四番フMPI	使	用室外での	操作			有	•	無	
	陽電子MRI	関係	学会等団体の作成	えしたガ						
	複合装置	イド	ラインに適合した	安全管			適		不適	
		理及	び放射線防護							
陽		l								
電	設			置			有	•	無	
子									件/目	
待										
機	1日の予定	件数	(設置しない	場合)						
室										
そ					使	 用用途				
の	名			称						
他										
画壁	 E外側の実効線量	kが 1 :	 mSv/週以下とな	る措置			有	•	無	
常	時 出 入 り	す	る出入口	の数					カ	亦所
使	用 室 で	あ	る旨の	標識			有	•	無	
使	用 室	外	で の 擦	作			有	•	無	
			しゃ	っへい物	構造	も、材料、厚さ	ž			
防	場所									
護		天	井							
の			床							
概			東							
要	周囲の画場	玄 竺	西							
	川 四 Vノ 岡 雪	E 17	南							
			北							
内		条件	突起物	くぼみ	, ,	目地のす	表面	の	耐浸性	耐腐
装-	場所					きま	平滑	性		食性
の	天 井		有・無	有・無	Ħ.	有・無	有·	無	有・無	有・無
状 -	床		有・無	有・無	Ħ.	有・無	有•	無	有・無	有・無
況 -	壁		有・無	有・無	Ħ.	有・無	有·	無	有・無	有・無
1/4	その他	ı	有・無	有・無	Ħ.	有・無	有·	無	有・無	有・無
フ	ード・グ	П -	- ブボック	ス等			有	•	無	
フー	-ド・グローブオ	ドック	ス等の排気設備へ	の連結			有	•	無	
汚	染 検 査	に 业	必要な測	定器			有	•	無	
出入		余去に	必要な機材及び洗	浄設備			有	•	無	
洗	浄設備の	排 フ	k 設備への	連結			有	•	無	
更	衣		設	備			有	•	無	

## 3 貯蔵施設の概要

種									類			貯蔵室	•	貯蔵箱等	
外	部	と	区	画	さ	れ	た	構	造			有	•	無	
	場所						L	,やへ!	ハ物	構造、	材料、)	厚さ			
마스				天		井									
貯					床										
蔵							東								
室の		H D	त्तर्व	E文 公			西								
の #E	周月	<u> </u>	凹	壁等			南								
概要							北								
安	防				火				屝			有	•	無	
	人カ	3 常	時 出	1入り	) す	る出	人	口 <i>0</i> .	数					か所	
	閉		Š	鎖		設			備			有	•	無	
		_	_				l	やへ	ハ物	構造、	材料、	厚さ			
貯	場所	f — —													
蔵					上										
箱	下														
等							前								
かの	周月	围 の	画	壁等			後								
概	/ <b>⊢</b> ↓ [2	ы <b>v</b> )	ㅁ	土 寸			左								
要							右								
女	耐			火		構			造			有	•	無	
	閉		Ś	鎖		設			備			有	•	無	
	11、吸 26備又			[汚染の	ひろ	がりる	を防止	:する:	ため			有		無	
	容		器		の		有		無			有	•	無	
마스	1 0	0 μ	S v	/ 時	以	下と	な	る構	造			有	•	無	
貯	気		密		な		構		造			有	•	無	
蔵容	Z 18	Ĕħ	にく	い権	<b>第</b> 造	カン	> 耐	浸構	造			有	•	無	
谷器	貯庫	貯蔵容器である旨を示す標識							有	•	無				
奋		貯蔵する同位元素の種類及びBq単位で表した数 量の表示					た数			有	•	無			
										l					

## 4 運搬容器の概要

	容器	D	有	無	有	•	無	
運	1 0 0 μ S v /	時 以 下	となる	構造	有	•	無	
搬	気 密	な	構	造	有	•	無	
容	こぼれにく	い構造か	つ耐浸	見構 造	有	•	無	
器	運搬容器で	ある旨	を示す	標識	有	•	無	
	運搬する同位元素	の種類及びB	q単位で表	長した数	有		無	
	量の表示				(F)	•	<del>////</del>	

## 5 廃棄施設の概要

## 5-1 排水設備

	き外側	側の実効線量率が1mSv/週以下となる措			7	有			無			
置排	の激制を	水口における排液中の放射性同位元素 農度を省令第30条の26第1項に定める 度限度以下とする能力又は排水中の放 性同位元素の濃度を監視することによ 意界における排水中の放射性同位元素 農度を同項に定める濃度限度以下とす 能力			,	有			無			
水	水構造			·漏洩·	性 無		有	<b></b>	<b></b>	而 有	<b>才腐食</b>	性無
設	排刀	水管に排水設備である旨を示す標識 排液を採取することができる構造又			7	有		•	無			
備	排水	は排液中における放射性同位元素の濃度が測定できる構造				有		•	無			
	排液の流出を調整する装置 上部の開口部に蓋のできる構造又は					有 <u> </u>		•	無	<u> </u>		
	さくその他の周囲に人がみだりに立   ち入らないようにするための設備					有 		•	無			
		排水設備である旨を示す標識				有		•	無			

### 5-2 排気設備

排	気	設	備	D	有	無	有	•	無	
気体状	の放射性	生同位元	元素の発	生又は放	射性同位	立元素に	有		無	
よる空	気の汚り	やのおそ	たれ				H		<del>////</del>	
排気口	における	5排気中	ロの放射	性同位元	素の濃原	度を省令				
第30条	の26第 1	項に定	≧める濃	度限度以	下とする	る能力又				
は排気	監視設備	前を設け	けて排気	中の放射	性同位え	元素の濃	有		Aur.	
度を監	視するこ	ことによ	こり、病	院又は診	療所の均	竟界の外	1	•	無	
の空気	中の放射	付性同位	江元素の	濃度を同	項に定め	める濃度				
限度以	下とする	6能力								
人が常	時立ち刀	(る場所	行におけ	る空気中	の放射性	生同位元				
素の濃	度を省名	今第30条	€の26第	2項に定	める濃厚	度限度以	有	•	無	
下とす	る能力									
気 体	<b>ぶ</b> の	漏	れし	にく	٧١	構造	有	•	無	
耐		腐		食		性	有	•	無	
故障時	に汚染さ	いれた物	の広が	りを急速	に防止っ	すること	有		無	
ができ	る装置						1		<del>////</del>	
排気消	化装置	置に排	気設備	である	旨を示	す標識	有	•	無	
排気	コに排	気 設	備で	ある旨	を示っ	す標識	有	•	無	

|排気管に排気設備である旨を示す標識|

有

## 5-3 焼却設備

	却	設		備	有	· 無		
気を	本が漏れにくく、	かつ、灰が飛	&散しにくい構	造	有	· 無		
排	気 設	備へ	の連	結	有	· 無		
焼き	却残さの搬出	口の廃棄作	業室への連	結	有	· 無		
	条件	突起物	くぼみ	目地の	表面の平滑性	耐浸性	耐腐食性	
内	場所			すきま				
装	天 井	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
状	床	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
況	壁	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	その他	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
フ	ード・グ	ローブオ	ぎックス	等	有	· 無		
フー	ード・グローブス	ボックス等の排	‡気設備への連	結	有	· 無		
廃	棄作業室	である旨	を示す標	識	有	· 無		
人が通常出入りする廃棄施設の出入口の付近等放射性								
同位	立元素による汚染	の検査を行うの	に最も適した場	計	有	· 無		
~O.	設置							
	条件	突起物	くぼみ	目地の	表面の平滑性	耐浸性	耐腐食性	
内	場所			すきま				
装	天 井	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
状	床	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
況	壁	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	その他	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
洗	浄	彭	Ľ Č	備	有	無		
汚	染 検 査	に 必 要	な測定	器	有	無		
汚	染の除	去 に 必	要な機	材	有	無		
洗	浄 設 備 の	排水設備	すへの連	結	有	無		
汚	染 検 査 室	で あ る	旨の表	示	有	無		
更	衣	部	և Հ	備	有	· 無		
	排焼 内装状况 フフ廃人同へ 内装状况 洗汚汚洗汚	気体内装状況フフ房人同へ内装状況が協力場天そードでででででが位の場大ででが位の場大ででででででが位の場大でで	気体が漏れにくく、かつ、灰が飛 排 気 設 備 へ 類 数 の 搬 出 口 の 廃棄 作 焼 却 残 さ の 搬 出 口 の 廃棄 作 特 表件	気体が漏れにくく、かつ、灰が飛散しにくい構排 気 設 備 へ の 連 連 焼 却残さの搬出口の廃棄作業室への連 楽件 紫語物	<ul> <li>気体が漏れにくく、かつ、灰が飛散しにくい構造</li> <li>排 気 設 備 へ の 連 結</li> <li>焼却残さの搬出口の廃棄作業室への連結</li> <li>内 場所</li> <li>天 井 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 名・無 音・無 音・無 音・無 音・無 音・無 音・無 音・無 音・無 音・無 音</li></ul>	無無	気体が漏れにくく、かつ、灰が飛散しにくい構造 有 ・ 無	

## 5-4 保管廃棄設備

1日最大使用予定数	保 管 廃 棄	有・無
量が 1 TBq(ふっ素	保 管 廃 棄 設 備	有 · 無
については5TBq)	外部と区画された構造	有 · 無
を超える陽電子断層	保管廃棄設備の扉、ふた等外部に通	
撮影診療用放射性同	ずる部分の鍵その他閉鎖のための設	有 • 無
位元素及び当該陽電	備又は器具	
子断層撮影診療用放	耐 火 構 造 の 容 器	有 • 無
射性同位元素で汚染	容器表面の保管廃棄容器である旨の	有 • 無
された物を保管廃棄	標識	有 ・ 無 

する場合	保管廃棄設備で	ある旨を示す	一標識		有		無	
1日最大使用予定数	保管	廃	棄		有	•	無	
量が 1 TBq(ふっ素	廃棄物が他の物と	:混入、付着を	を防ぐ		+		źπτ.	
については5TBq)	措置及び表示				有	•	無	
を超えない陽電子断				封をした日から	う起算し	て		
層撮影診療用放射性								
同位元素及び当該陽								
電子断層撮影診療用	成 充 长 凯 由	<b>での旧歴</b>	<del>U</del> n 88					П
放射性同位元素で汚	廃棄施設内	じの休官	期 间					日
染された物を保管廃								
棄する場合								

<sup>※</sup> サイクロトロン装置を設置した医療機関については、当該廃棄方法に係る放射性同位元素等による放射線障害 の防止に関する法律上の申請書及び許可証の写しを添付すること。

#### 6 放射線治療病室の概要

画	壁外側の実効線量率が 1 r	nSv/週以下と	なる措置	7	<b>f</b>	無	
			しゃへい物	構造、材料、厚る	<u> </u>		
防	場所						
護	天	井					
の	J	末					
概		東					
要	周囲の画壁等	西路路					
女	川四ツ四葉寺	南					
		北					
内	条件	突起物	くぼみ	目地のすきま	表面の平滑	耐浸性	耐腐食性
装	場所				性		
<b>双</b>	天 井	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
状	床	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
況	壁	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
DL	その他	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
汚	染検査に必	要な測気	芒 器 ※	4	<b>f</b> •	無	
出え	入口付近の汚染除去に必	要な機材及び淡	先浄設備※	7	<b>有</b> •	無	
更	衣 設	備	*	7	<b>有</b> •	無	
放	射線治療病室では	ある旨を示	す標識	7	<b>f</b> •	無	

<sup>※</sup> この規定は、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具により治療を受けている患者のみを入院させる 放射線治療病室には適用しない。

### 7 放射線障害の防止に関する予防措置の概要

放射線障害の防止に必要な注 患	者宛で	有	• 無
-----------------	-----	---	-----

島 根 県 報

平成26年3月28日

意事項の掲示 従事者宛て						有	•	無	
安全管理体制の確立を目的と 設 置						有	•	無	
した委員会の設置 名 称									
医	師又は歯科医師と	薬剤師の	の連	携体制		有	•	無	
	管 理 区 域 を	設け	る	:	添付図面のと	とおり 1/	/50又は1/100		
	境界における実効線量が1	.3mSv/	/週以	下となる		有		無	
管	措置							<i>7</i> 111	
理	3月間の平均濃度が空気	中濃度限度	<b>ぎ</b> の1/	10以下と		有		無	
区	なる措置							<i>7</i> 111	
域域	放射性同位元素によって	汚染される	表面	汚染密度	:	有		無	
-50	の1/10以下となる措置					713			
	立ち入り	制阻	₹	措置		有	•	無	
	標			謟	i	有	•	無	
敷均	也内居住区域の境界における	る実効線量	が250	μ S v /	•	有	•	無	
3 J	月以下となる措置								
敷均	世の境界における実効線量な	33250 μ S v	7/3	月以下と		有	•	無	
なる	る措置					1,		<i>/</i> ///	
入图	完患者(診療により被ばく <sup>、</sup>	する放射網	泉を除	<. ) O	1	   有・・・		無	
実刻	渤線量が1.3m S v ∕ 3 月以	下となる初	皮ばく	防止措置		71			
監	視装置(エリ	アモニ	ニタ	<u> </u>		有	•	無	
						<u> </u>	名称 ——		
						・フィルムバ	ッジ		
						·TLD			
放	射線診療従事者等の	被ばく	線 量	測定器	: 有	<ul><li>ポケット線</li></ul>	量計	· 無	
						種類・彡	名称 ——		
						・防護スクリー	ーン		
	射線診療従事者等の被ばく防止用装し			・防護つい立					
放		用装置	有	•		• 無			

8 使用施設の位置

地	崩	れ	のお	そ	れ	有	•	無	
浸	水	の	お	そ	れ	有	•	無	

9 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又はそれによって汚染された物の引渡先

委託先名称:

10 当該同位元素を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴

#### 10-1 診療放射線技師の経歴

氏	名			所定の研修の修了並びに専門の知 識及び経験			安全管理に専ら従事した経験		
	年	月	日生	有		黒	有	•	無

#### 10-2 医師又は歯科医師の経歴

氏		名		常勤	安全管理責任者	3年以上の核医 学診断の経験	所定の研修の修了	
	年	月	日生	適・不適	該当・非該当	有 • 無	有 • 無	

(選) 氏名の下に生年月日を付記すること。

#### 11 予定使用開始時期

年 月 日
-------

#### 参考

医療法施行規則第28条に基づく陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の届出

#### 添付書類

- 1 病院、診療所の全体図面
- 2 管理区域を明示した隣接部の平面図及び断面図 1/50又は1/100
- 3 陽電子断層撮影用診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設、焼却設備、保管廃棄設備、放射線治療病室の詳細図面 1/50又は1/100
- 4 貯留槽及び希釈槽の詳細図面 1/50又は1/100
- 5 排水及び排気の経路図
- 6 漏洩、濃度等の計算書及び計算位置を示した図面
- 7 管理区域及び標識の位置を示した図面
- 8 予防措置を講じていることを証明する書類
- 9 10-1 及び10-2 の各項を証明する書類
- 10 その他参考となる資料

第24号様式及び第25号様式を次のように改める。

第24号様式(第3条関係)

年 月 日

島根県知事様

病院(診療所)の名称及び所在地

管理者氏名

ED

診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素翌年使用予定届

翌年使用を予定する放射性同位元素								
放射性同位元素の種類								
放射性同位元素の形状								
年間使用予定数量(MBq)								

#### 参考

医療法施行規則第28条第2項に基づく翌年において使用を予定する診療用放射性同位元素の届出 備考 1 インビトロ、インビボ用の用途別に記入のこと。

2 毎年12月20日までに届け出ること。

第25号様式(第3条関係)

年 月 日

島根県知事様

病院(診療所)の名称及び所在地

管理者氏名

(EII)

エックス線装置届出事項に関する変更届

1 変更年月日

年 月 日

- 2 変更事項(該当する事項に○を付すこと。)
  - ・エックス線装置の製作者名、型式及び台数
  - ・エックス線高電圧発生装置の定格出力
  - ・エックス線装置及びエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要
  - ・エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名及びエックス線診療 に関する経歴
- 3 変更前
- 4 変更後

備考 第19号様式に準じて変更事項を記載した書類を添付すること。

第25号様式の次に次の1様式を加える。

### 第25号様式の2 (第3条関係)

年 月 日

島根県知事様

病院(診療所)の名称及び所在地

管理者氏名

ED

診療用高エネルギー放射線発生装置 診療用粒子線照射装置 診療用放射線照射装置 診療用放射線照射器員 診療用放射性同位元素装備診療機器 診療用放射性同位元素又は陽電子断 層撮影診療用放射性同位元素

1 変更予定年月日

年 月 日

- 2 変更事項(変更事項に○を付すこと。)
  - (1) 放射線診療に従事する職員に関すること。

	変 夏	更 前				変	更	後			
職	種	名	前	職	種	名	前		資格取得	早月 日	1
州联	1里	41	Hil	相权	1里	711	刊		免許証番号		
									年	月	日
								第			号
									年	月	月
								第			号

- (2) 装置又は同位元素に関すること。
- (3) 診療室、使用室その他の放射線関連施設に関すること。
- 備考 1 2(2)又は(3)の変更については、第19号様式に準じて変更事項を記載した書類を添付すること。
  - 2 事前に届け出ること。

第26号様式及び第27号様式を次のように改める。

第26号様式(第3条関係)

年 月 日

島根県知事

様

病院(診療所)の名称及び所在地

管理者氏名

ED

診療用エックス線装置 診療用高エネルギー放射線発生装置 診療用粒子線照射装置 診療用放射線照射装置 診療用放射線照射器置 診療用放射性同位元素装備診療機器 診療用放射性同位元素又は陽電子断 層撮影診療用放射性同位元素

- 廃止届

1 廃止年月日

年 月 日

2 廃止した診療用放射線の概要

(診療用エックス線装置)

製作者名及び型式

(診療用高エネルギー放射線発生装置)

製作者名及び型式

(診療用粒子線照射装置)

製作者名及び型式

(診療用放射線照射装置)

製作者名、型式及び廃止時における放射線数量 (Bq)

(診療用放射線照射器具)

型式、核種、形状並びに1個当たりの放射線数量 (Bq) 及び個数

(放射性同位元素装備診療機器)

製作者名、型式並びに装備していた放射性同位元素の種類及び放射線数量 (Bq)

(診療用放射性同位元素)

群別、核種、形状及び廃止時における放射線数量 (Bq)

3 廃止した理由

備考 2については、該当する診療用放射線につき記入すること。

第27号様式 (第3条関係)

年 月 日

島根県知事様

病院(診療所)の名称及び所在地

管理者氏名

診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素廃止後の措置届

- 1 届出事項 診療用放射性同位元素 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
- 2 放射性同位元素による汚染の検査及び除去の概要
- 3 放射性同位元素によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要

廃	棄	物	量	(	В	q	)
廃勇	美又に	は譲渡	度を彳	うつ	たを	丰月	日
廃		棄		方			法
廃棄	(文は	譲渡	先(名	称、	所	在地	1)

- 備考 1 2については、汚染検査及び汚染除去後の測定結果の写し並びに測定場所を記入した図面を添付すること。
  - 2 受領書の写し又はマニフェストの写しを添付すること。

第28号様式中「氏 名

「氏 印」を 電話番号

「医療法第44条第1項の

規定により、医療法人設立の認可を受けたく関係書類」を「標記について、医療法第44条第1項及び医療法施行規則第31 条の規定に基づき、別添関係書類」に改め、同様式の添付書類の3を次のように改める。

3 設立決議録(財団である医療法人を設立する場合にあっては添付する必要はないこと。)

第28号様式の添付書類の4中「設立決議録」を「設立趣意書」に改め、同様式の添付書類の6を削り、同様式の添付書 類中5を6とし、4の次に次のように加える。

### 5 役員及び社員(評議員)の名簿

第28号様式の添付書類の7中「医療法人の開設しようとする病院(診療所、老人保健施設)の名称、所在地、」を「当 該医療法人の開設しようとする病院、医療法第39条第1項に規定する診療所又は介護老人保健施設」に改め、同様式の添 付書類の8中「第42条第5号又は第6号」を「第42条第4号又は第5号」に改め、同様式の添付書類の13中「書面」の次 に「及び管理者の医師免許証の写し」を加え、同様式の添付書類に次のように加える。

### 14 設立者及び役員の印鑑証明書

第28号様式の2中「医療法人理事数特例許可申請書」を「医療法人理事数特例認可申請書」に、「の規定により」を 「及び医療法施行規則第31条の3の規定に基づき」に改める。

第28号様式の3中「医療法人理事長選任特例認可申請書」を「医療法人理事長選出特例認可申請書」に、「医師(歯科 医師)以外の理事のうちから理事長を選任する認可を受けたいので、医療法第46条の3第1項ただし書の規定により、関 係書類を添えて下記のとおり」を「下記により医師(歯科医師)でない者を理事長にしたいので、医療法第46条の3第1 項ただし書及び医療法施行規則第31条の4の規定に基づき」に、「選任する理由」を「選出する理由」に、「(2) 認可さ 「(2) 認可された場合に理事長に就任する旨の承諾書

れた場合に理事長に就任する旨の承諾書」を

(3) 理事長就任予定者の印鑑証明書

第28号様式の4中「病院(診療所、老人保健施設)の管理者の一部を理事に加えない認可を受けたいので、医療法第47 条第1項ただし書の規定により下記のとおり」を「下記により( )病院(診療所、老人保健施設)の管理者 )を理事に加えないこととしたいので、医療法第47条第1項ただし書及び医療法施行規則第31条の5の規 定に基づき」に改め、同様式の次に次の1号を加える。

第28号様式の5 (第3条関係)

年 月 日

島根県知事

様

主たる事務所の所在地

医療法人の名称

理事長氏名

(EII)

社会医療法人認定申請書

標記について、医療法施行令第5条の5及び医療法施行規則第30条の36の規定に基づき別添関係書類を添えて申請します。

記

救急医療等確保事業を行	救急医療等確保事業の別			
名称	所 在 地	秋心区原守唯 <b>怀</b> 尹未 27 加		

- (注) 1 救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所(指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。)を全て記載すること。
  - 2 救急医療等確保事業の別欄には、当該施設で行っている次に掲げる医療に係るもののうち、同法第42条の 2第1項第5号の要件に該当するもの(複数ある場合は、その全て)を記載すること。
    - (1) 救急医療 (精神科救急医療の基準を満たす場合は、精神科救急医療と記載すること。)
    - (2) 災害時における医療
    - (3) へき地の医療
    - (4) 周産期医療
    - (5) 小児医療(小児救急医療を含む。)
    - (6) その他知事が特に必要と認める医療

- 1 定款又は寄附行為の写し
- 2 申請時の直近に終了した会計年度について医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類
- 3 医療法第42条の2第1項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類

第29号様式から第31号様式までを次のように改める。

第29号様式(第3条関係)

年 月 日

島根県知事

様

主たる事務所の所在地

医療法人の名称

理事長氏名

(EII)

定款 (寄附行為) 変更認可申請書

本法人の定款(寄附行為)の一部を変更したいので、医療法第50条第1項及び医療法施行規則第32条の規定に基づき申請します。

#### 添付書類

- 1 定款(寄附行為)変更の内容(新旧対照表)及びその事由を記載した書類
- 2 定款(寄附行為)に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類
- A 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、医療法第39条第1項に規定する診療所又は介護老人保健 施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、上記1及び2並びに次の書類を添付すること。
  - 3 当該医療法人の開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の診療科名、従業員の定員並びに敷地及び 建物の構造設備の概要を記載した書類
  - 4 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面及び管理者の 医師免許証等の写し
- B 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が医療法第42条各号に掲げる業務を行う場合に係るものであるときは、 上記1及び2並びに次の書類を添付すること。
  - 5 当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類
- C 定款又は寄附行為の変更が、社会医療法人である医療法人が医療法第42条の2第1項の収益業務を行う場合に係る ものであるときは、上記1及び2並びに次の書類を添付すること。
  - 6 収益業務の概要及び運営方法を記載した書類

AからCまでのいずれかに該当する場合、次の書類を添付すること。

- 7 定款又は寄附行為変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 8 新たに基金の拠出又は寄附を受ける場合、その契約書又は申込書の写しとそれが不動産であるときは登記事項証 明書及びその評価額を証明する書類
- 9 土地、建物等を賃借する場合、その契約書の写しと登記事項証明書
- (注) 1 事業計画は新たな事業の発足に要する土地、建物、機械器具、備品及び医薬品等の調達方法、当面の運転資金について、新たに開設する施設を含む法人全体の資産との関連についての計画又は経営の見通しをできる限り詳細に記載すること。
  - 2 変更予算書は、現行、変更後及び増減に分けること。

第30号様式(第3条関係)

年 月 日

島根県知事様

主たる事務所の所在地

医療法人の名称

理事長氏名

ED

定款(寄附行為)変更届

下記のとおり定款(寄附行為)の一部を変更しましたので、医療法第50条第3項の規定により届け出ます。

記

新 条 文	旧 条 文

添付書類 定款又は寄附行為

第31号様式(第3条関係)

年 月 日

島根県知事様

主たる事務所の所在地

医療法人の名称

理事長氏名

(EII)

医療法人決算届

年 月 日から 年 月 日までの決算を終了しましたので、医療法第52条第1項の規定により届け 出ます。

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- A 社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。
  - 6 医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類
- B 社会医療法人債を発行した医療法人の場合、次の書類を添付すること(ただし、10及び11は社会医療法人に限る。)。
  - 7 純資産変動計算書
  - 8 キャッシュ・フロー計算書
  - 9 附属明細表
  - 10 公認会計士又は監査法人の監査報告書
  - 11 医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類

第32号様式中「医療法人

を解散したいので、関係書類を添えて申請します。」を「標記につい

て、医療法第55条第1項第2号(第3号)により解散したいので、医療法施行規則第34条の規定に基づき申請します。」 に改める。

第33号様式及び第34号様式を次のように改める。

第33号様式 (第3条関係)

年 月 日

島根県知事

様

主たる事務所の所在地

医療法人の名称

清算人氏名

(EJI)

医療法人解散届

医療法第55条第1項第1号 (第1項第5号、第3項第1号) により 年 月 日をもって解散したので届け出ます。

- 1 理由書
- 2 財産目録及び貸借対照表
- 3 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- 4 登記事項証明書
- 5 清算人の履歴書
- 6 清算人の就任承諾書
- 7 清算人の印鑑証明書

第34号様式(第3条関係)

年 月 日

島根県知事

様

主たる事務所の所在地

医療法人の名称

清算人氏名

(EJI)

## 医療法人残余財産処分認可申請書

医療法人の解散による残余財産について、別紙処分案により処分したいので、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号)によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の医療法第56条第2項(第3項)の規定に基づき申請します。

- 1 解散の理由書
- 2 財産目録及び貸借対照表
- 3 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- 4 残余財産の帰属者の同意書
- 5 社団の医療法人にあっては総社員の同意書

「主たる事務所の所在地

医療法人の名称

「主たる事務所の所在地

代表者 (理事長) 氏名

(EII)

第35号様式中 医療法人の名称

に、「医療法第57

代表者 (理事長) 氏名

(EII) | 主たる事務所の所在地

医療法人の名称

代表者 (理事長) 氏名

(F)

条第4項の規定により、医療法人合併の認可を受けたく、関係書類を添えて」を「医療法人の合併をしたいので、医療法 第57条及び医療法施行規則第35条の規定に基づき申請します。」に改め、同様式の添付書類の8を削り、同様式の添付書 類の9中「合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人の」を削り、同様式の添付書類中9を8とし、10 を9とし、同様式の添付書類の11中「書面」の次に「及び管理者の医師免許証等の写し」を加え、同様式の添付書類中11 を10とし、同様式の添付書類に次のように加える。

11 合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人の役員に新たに就任する者の印鑑証明書 第36号様式中「下記のとおり本法人の特別代理人を選任されたく、医療法第46条の4第6項の規定により」を「下記の

「氏名

者を、本法人の特別代理人に選任していただきたく、医療法第46条の4第6項の規定に基づき」に、

理事長との続柄

生年月日

「氏名 性別

生年月日 職業

に改め、同様式の添付書類に次のように加える。 理事長との続柄

特別代理人に選任する理由

3 特別代理人の印鑑証明書

第38号様式を次のように改める。

第38号様式 (第3条関係)

年 月 日

島根県知事様

主たる事務所の所在地

(解散した) 医療法人の名称

理事長(清算人)氏名

ED

登 記 完 了 届

医療法人 の設立 (解散、合併、清算結了) について、 年 月 日登記を完了したので、医療法施行令第5条の12の規定により届け出ます。

添付書類 登記事項証明書

第39号様式中「、届け出ます。」を「、医療法施行令第5条の12の規定により届け出ます。」に改める。

第39号様式の2中「医療法施行規則第37条の2」を「医療法施行令第5条の13」に改め、同様式の添付書類の3中「役 員就任承諾書」を「新たに就任した役員の就任承諾書」に改め、同様式の添付書類に次のように加える。

- 4 新たに就任した役員の印鑑証明書
- 5 新たに就任した役員が開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務する場合は、当該営利法人との取引 内容が確認できる書類(契約書等)

# 附則

この規則は、公布の日から施行する。